

## 平成20年白老町議会定例会6月会議会議録(第3号)

平成20年6月19日(木曜日)

開 議 午前 9時59分

散 会 午後 3時33分

---

### ○議事日程 第3号

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 常任委員会所管事務調査の報告について  
(総務文教常任委員会)

第 3 議案第10号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定  
について

第 4 議案第11号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第 1号 平成20年度白老町一般会計補正予算(第3号)

第 6 議案第 2号 平成20年度白老町老人保健特別会計補正予算(第1号)

第 7 議案第 3号 平成20年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

第 8 議案第 4号 平成20年度白老町水道事業会計補正予算(第1号)

第 9 議案第 5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

議案第 7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第 8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定に  
ついて

議案第 9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定につい  
て

第10 議案第12号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定につい  
て

第11 議案第13号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めること  
について

第12 報告第 1号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

(1)白老町土地開発公社平成19年度事業報告及び平成20年度事業  
計画

(2)株式会社白老振興公社平成19年度事業報告及び平成20年度事  
業計画

(3)財団法人白老町体育協会平成19年度事業報告及び平成20年度

## 事業計画

- 第 1 3 議会推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 第 1 4 承認第 1 号 議員の派遣承認について
- 第 1 5 意見書案第 8 号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書（案）
- 第 1 6 意見書案第 9 号 福祉の人材確保に関する意見書（案）
- 第 1 7 意見書案第 1 0 号 障害者医療費助成に関する意見書（案）
- 第 1 8 意見書案第 1 1 号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）
- 第 1 9 意見書案第 1 2 号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）
- 第 2 0 意見書案第 1 3 号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書（案）
- 第 2 1 意見書案第 1 4 号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）
- 第 2 2 常任委員会所管事務調査の報告について  
（産業厚生常任委員会）  
（議会運営委員会）

---

## ○会議に付した事件

常任委員会所管事務調査の報告について

（総務文教常任委員会）

- 議案第 1 0 号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 1 号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 号 平成 2 0 年度白老町一般会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 号 平成 2 0 年度白老町老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 3 号 平成 2 0 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 4 号 平成 2 0 年度白老町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 5 号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 6 号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 2 号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 報告第 1 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について  
（1）白老町土地開発公社平成 1 9 年度事業報告及び平成 2 0 年度事業計画

(2)株式会社白老振興公社平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画

(3)財団法人白老町体育協会平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画

議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

承認第1号 議員の派遣承認について

意見書案第8号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書(案)

意見書案第9号 福祉の人材確保に関する意見書(案)

意見書案第10号 障害者医療費助成に関する意見書(案)

意見書案第11号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(案)

意見書案第12号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)

意見書案第13号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書(案)

意見書案第14号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書(案)

常任委員会所管事務調査の報告について

(産業厚生常任委員会)

(議会運営委員会)

---

○出席議員(15名)

1番 本間 広朗 君	2番 前田 博之 君
3番 西田 祐子 君	4番 及川 保 君
5番 山本 浩平 君	7番 玉井 昭一 君
8番 近藤 守 君	9番 斎藤 征信 君
10番 大淵 紀夫 君	11番 土屋 かつよ 君
12番 松田 謙吾 君	13番 熊谷 雅史 君
14番 氏家 裕治 君	15番 吉田 和子 君
16番 堀部 登志雄 君	

---

○欠席議員(1名)

6番 鈴木 宏征 君

---

○会議録署名議員

13番 熊谷 雅史 君	14番 氏家 裕治 君
15番 吉田 和子 君	

---

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	飴谷	長藏	君
副町	長	目時	廣行	君
教育	長	白崎	浩司	君
総務課	長	岩城	達己	君
経営企画課	長	高畠	章	君
産業経済課	長	岡村	幸男	君
税務課	長	野本	裕二	君
町民課	長	丸山	伸也	君
健康福祉課	長	田中	春光	君
病院事務	長	安達	義孝	君
出納課	長	久慈	幸男	君
会計管理	者			
建設課	長	星	貢	君
水産港湾課	長	岩崎	勉	君
消防	長	前田	登志和	君
上下水道課	長	辻	昌秀	君
生活環境課	長	千石	講平	君
生活環境課				
ウタリ施策推進室		高野	末保	君
参				
学校教育課	長	本間	勝治	君
社会教育課	長	飯島	博光	君
子ども課	長	渡辺	裕美	君
監査委員		岡	英一	君

○職務のため出席した事務局職員

事務局	長	上坊寺	博之	君
主幹		森	隆治	君

---

## 開議の宣告

○議長（堀部登志雄君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。  
これより本日の会議を開きます。

（午前 9時59分）

---

## 会議録署名議員の指名

○議長（堀部登志雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、13番、熊谷雅史議員、14番、氏家裕治議員、15番、吉田和子議員を指名いたします。よろしく願いいたします。

---

## 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（堀部登志雄君） これから審議に入ります。

日程第2、総務文教常任委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。  
総務文教常任委員会及川保委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 及川 保君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（及川 保君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、1、調査事項、使用料・手数料の見直しについて。

2、調査の方法、事務調査。

3、調査日程、5月7日、8日、9日、19日、30日。このうちの8日、9日については、移動常任委員会でございます。

4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名につきましては、記載のとおりでございます。

7、調査結果及び意見。

本委員会は、所管事務調査として、使用料・手数料の見直し（料金改定及び減額・免除制度の見直し）について調査を実施した。

特に本調査については、町民生活に直結し、今後において町民負担の増加が伴う事項であることから、傍聴による審議過程を積極的に提供するため、町内の2地域（萩野公民館、いきいき4・6）において移動常任委員会を開催し、委員会終了後に傍聴者との懇談も行ったことから、次のとおりその結果を報告する。

### （1）調査の概要

町は、平成17年9月に受益者負担の適正化と行政サービスの町民間の公平性を確保するために負担の算定方法・性質分類による負担割合及び減免・減額を一定の基準とし、3年ごとに見直しを行うとして「使用料・手数料の見直し」を実施したところである。

3年経過後の見直しの年に当たり、町の財政状況が非常に厳しい中で示された「新財政改革

プログラム」の対策項目として組み込まれていることから、前回の改定後における検証結果をもとに説明を受けた。

前回の改定では、見直し効果額を単年度約1,900万円と見積もっていたが、結果として年約630万円の効果額でしかなかった。この主な要因としては、施設等利用団体の約85%が減額・減免の対象となっていることが挙げられている。

今回の使用料・手数料の見直しの考え方は、受益者負担を徹底する考え方から、減免・減額制度の見直しを行い、原則として全額免除を5割、半額免除を4分の1とし、使用料・手数料は貸し室料金は据え置く、スポーツ施設の高齢者を60歳から65歳に引き上げ、仙台藩白老元陣屋資料館入館料の町民以外料金の引き上げ、町有地貸付料の近隣市町並みの引き上げなどの小規模の改正提案である。

町の厳しい財政の中での改定案であることは理解しつつも、昨今の物価高騰や急激な社会情勢の変革等にかんがみ、町民生活に直接かかわる事案であること、受益者負担や町有施設のあり方等も踏まえて議論が行われた。

## (2) 調査意見

### 1). 使用料・手数料の見直しについて

公共施設は町民の利用に供することが最大の目的であり、料金の改定の前に施設の利用度を最大限に上げる努力をすべきである。

公共施設を利用する町民と町民以外者の差別化を図ること。

高齢化が加速する中で、町民の健康の維持・増進が大変重要な課題となる。スポーツ施設について、60歳を65歳に引き上げる案であるが、このことが利用者減につながり、高齢者の生きがい喪失などが懸念され、改正に当たっては十分に考慮されたい。

温水プールは、幅広い年齢層の健康増進に最も寄与する施設であり、利用しやすい料金体系を初め、冬期間の運動する場の確保を含めて冬期閉館には疑問があり、利用者・団体を含めて十分な議論が必要である。

子供料金が無料になっているが、教育利用と団体利用・個人利用を区分し、有料化も必要である。

町は指定管理者に対し、単に施設の運営管理だけでなく、施設の利用率を上げることに指導、または共同して努力すべきである。

### 2). 減額・免除制度の見直しについて

減額・減免の見直しにより公共施設の利用低下につながることを懸念されるが、本来の公共施設の目的である、町民の文化・スポーツをはぐくむ場であることを考慮し、利用の拡大にこそ最大の努力をすべきである。

減免・減額は町長の裁量ではあるが、団体に対する共催、委託、補助等のルール化を図り、不公平感を抱かせることのないよう留意し、運用すべきである。

以上でございます。

○議長(堀部登志雄君) ただいま総務文教常任委員会から報告がございましたが、この報告

に対して何か質問がございましたら、どうぞ。

10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。移動常任委員会をされたということについては、非常によかったなと私も思っておりますけれども、ここで出た主な意見はどんなような意見、今の報告書の中ではちょっと見受けられなかったのですけれども、何人ぐらい参加されて、どのような意見が出されたか。正確でなくても結構です。

それから、そういう移動常任委員会をやったことによって、報告書の中に生かされた部分というのかな、そういうのがあったらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 4番、及川保委員長。

○総務文教常任委員会委員長（及川 保君） 総務文教常任委員会にかかわらない議員さんの方々については、そういう疑問が多分おありだろうというふうに考えております。

ただいまの質問の2カ所における移動常任委員会、開催したわけでございますけれども、1日目の萩野公民館、ここについては約20名くらいですか。そして、2日目の「いきいき4・6」でございますけれども、若干少なかったようでございます。15名くらいだったかと思えます。

それと、もう一つ、どういう意見が出されたかと、こういうご質問でございます。主な意見といいますのは、初日のほうですけれども、温水プールの冬期間の利用について、閉館という案が出されておったわけでありまして、非常にプールを利用されている方々が多く来られていまして、その中には子供が温水プールを利用しているという中で、涙ながらに冬期間の閉館について非常に疑問に思うと、そういうご意見もあったり、もう少し町としては、料金をきちっと取ってもいいから利用させてほしいと、こういう意見も出されたりしてございました。非常に建設的なご意見なんかも多く出て、今回の報告の中にも実は盛り込まれているという形になっております。

もう一つ、「いきいき4・6」でございます。ここでもやはりそういう意見、同じような意見が出されておったという経過がございます。

今どういうふうに報告書に盛り込まれているかというご意見でありますけれども、きちっとその部分については盛り込んだつもりでございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。今のご報告を伺いますと、非常によかったなと、そういう町民の意見がきちっと議会を通してでも反映されるということは、議会の存在価値の問題になりますので、そういうことと言えば評価できる部分だと思います。

もう一つ、調査意見の4、5、6あるのですけれども、その意味はわかりました。ということは、今回の議案にそこがないのですよね。プールの部分がないのです。ですから、そういう部分がプール以外のものであったかどうか。それは、議会の意見が反映されたものがプール以外にあったかどうか、それをお伺ひしたい。

それと、減免の関係は町長の裁量だということは理解しておりますけれども、これに対して

はその後の意見でこういうことがないようにきちっとやれということで、減免、減額の中身については、初めに書いているように提起はされたと。半額免除と、それから4分の1免除で提起がされたということで、そういうことでいいのですね。

○議長（堀部登志雄君） 4番、及川保委員長。

○総務文教常任委員会委員長（及川 保君） 後段のお話については、全くそのとおりでございます。

それと、4、5、6について、今回議案としてのっていないと、こういうご質問でございますけれども、十分そのことを事務調査の中でかなりの議論を実はしております。そこで、町側との意向も踏まえた中で十分理解された中で今回の条例提案にも実は反映されているというように私は認識しておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

〔「それ以外のもので、これと同じようなものがあつたかということなんです。これだけですか」と呼ぶ者あり〕

○総務文教常任委員会委員長（及川 保君） 部分的には、さまざまな意見は出されておつたのですけれども、多くはこの部分だけだったです。

〔「わかりました。いいです」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ほかございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

### 議案第10号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀部登志雄君） 日程第3、議案第10号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

丸山町民課長。

○町民課長（丸山伸也君） 議の10 1でございます。議案第10号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

白老町乳幼児医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。



次ページをお開きください。議案説明です。白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正について。本町の乳幼児医療助成事業については、北海道と共同して実施しているところであるが、このたび北海道が医療給付事業補助要綱の一部を改正し、事業の見直しを行ったことから、本町としても共同事業者として事業の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものである。

なお、今回の改正の主な内容であります。現在この医療費助成制度ではゼロ歳から就学前までの乳幼児に対して助成が行われておりましたが、今回の改正により小学校1年生から6年生までの児童について、入院時の自己負担3割を1割とする旨の改正であります。この改正により、年間延べ831名程度がこの新たな対象になるものと見込んでおります。なお、給付総額としましては160万1,000円程度を見込んでございます。

次ページでございます。新旧対照表でございます。まず、条例題名を乳幼児から乳幼児等へ改正を行います。

改正後、第1条は字句の修正でございます。

改正後、第2条第1項は対象年齢を満6歳から満12歳へ変更するものでございます。なお、同条第2項は字句の整理であります。

第3条につきましても字句の整理でございます。

改正後、第5条は年齢により入院に対する助成対象を改正したものであります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号 白老町乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第11号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条

## 例の制定について

○議長（堀部登志雄君） 日程第4、議案第11号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

丸山町民課長。

○町民課長（丸山伸也君） 議11 1でございます。議案第11号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げます。次ページでございます。

附則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

次ページをお開きください。議案説明でございます。白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部改正について。本町の重度心身障がい者医療助成事業については、北海道と共同して実施しているところであるが、このたび北海道が医療給付事業補助要綱の一部を改正し、事業の見直しを行ったことから、本町としても共同事業者として事業の見直しを図るため、本条例の一部を改正するものである。

今回の改正の主な内容でございますが、現在本事業の対象となっていない精神保健福祉手帳1級所持者を新たに本事業の対象とするものであります。この手帳の所持者については、従来入院のみが対象となっておりますが、今回新たに通院にも助成を拡大し、在宅で通院を行う障がい者に継続して医療を提供できるようにするものであります。なお、本事業の対象者は24名と見込んでおります。

次ページでございます。新旧対照表でございます。改正後、第2条第1項第1号及び第2号は児童福祉法及び知的障害者福祉法の規定に関する関連条文の改正であります。改正後、第2条第1項第1号及び第2号は字句の修正及び追加を行ったものでございます。

同じく改正後、第2条第1項第3号は今回新たに助成の対象となるものを規定したものであります。

改正後、第3条第1項は今回新たに助成の対象となるものを規定するための追加条文であります。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号 白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第1号 平成20年度白老町一般会計補正予算（第3号）

○議長（堀部登志雄君） 日程第5、議案第1号 平成20年度白老町一般会計補正予算（第3号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 議1 1をお開きください。議案第1号 平成20年度白老町一般会計補正予算（第3号）。

平成20年度白老町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ736万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億9,662万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月17日提出。白老町長。

次のページお開きください。第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、4ページの歳入歳出事項別明細書でございます。初めに、歳出からご説明させていただきますので、8ページをお開きください。2、歳出、2款総務費、1項1目一般管理費349万7,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。臨時職員経費322万4,000円の増額補正でございます。これは、産休代替職員の追加補充で保健師1名、事務職1名の2名分でございます。次の裁判員候補予定者名簿作成事業27万3,000円の増額補正でございます。これ

は、9月末日までに来年度の裁判員候補予定者を選定するための住民基本台帳電算処理システム改修費用でございます。財源につきましては、全額国庫支出金が充当されます。

続きまして、7目財産管理費69万5,000円の増額でございます。説明欄でございます。財産管理事務経費69万5,000円の増額、これは分譲用町有地の用地管理に伴います追加経費の計上でございます。委託料につきましては、町有地の確定測量委託料60万円。それから、工事請負費9万5,000円、これは今成約する予定の敷地内の分譲地の伐根、それと整地に係る費用でございます。

それから、次でございます。9目企画調整費99万9,000円の増額補正でございます。北海道洞爺湖サミット推進事業99万9,000円の増額補正、これは洞爺湖サミットの関連事業の誘致及び特産品PRに係る費用の計上でございます。

続きまして、14目自治振興費34万1,000円の増額補正でございます。これは、町内会活動育成経費34万1,000円の増額補正でございます。これは、町内会への平成19年度の街路灯電気料に対する補助金でございますが、電気料金の値上げによります不足分の増額補正でございます。

次のページ、10ページをお開きください。2項1目賦課徴収費240万2,000円の増額補正でございます。

次、それと3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費161万3,000円の増額補正、これは先ほどの2項1目、それから3項1目、これはあわせて昨年の職員の大量退職に伴います臨時職員雇用に係る賃金の計上でございます。

次、3款民生費、1項1目社会福祉総務費、地域福祉推進事業経費144万5,000円の増額でございます。これは、社会福祉協議会への補助金の増額であります。従来町職員で対応していた社会福祉協議会の事務局長を社協の職員としたため人件費増額分を補正するものでございます。

次のページ、12ページでございます。2目老人福祉費345万1,000円の増額補正、説明欄でございます。老人医療費給付費133万8,000円、それと次の地域包括支援センター運営経費211万3,000円、これらは先ほど説明した内容と同じく昨年の職員大量退職に伴います臨時職員雇用に係る賃金の計上でございます。

次、3目身体障害者福祉費336万3,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。障がい者自立支援給付経費162万8,000円の増額、これも同じく職員の退職に対応するための臨時職員賃金等の計上でございます。次の障がい者自立支援法円滑施行特別対策事業経費でございます。173万5,000円の増額補正、これは障害者自立支援法に基づきます相談支援事業強化等に係る経費の計上で、財源には全額道支出金が充当されます。

次のページをお開きください。4目乳幼児福祉費214万9,000円の減額補正でございます。これは、乳幼児医療費助成経費214万9,000円の減額。医療給付事業制度及び健康保険法の一部改正に伴います補正でございます。内容といたしまして、委託料189万円の増額補正、これは医療給付事業見直しに伴いますシステム改修に係る経費の計上でございます。扶助費403万9,000円の減額補正、これは健康保険法の一部改正に伴います医療費の負担割合、この変更による減額

補正でございます。その結果、特定財源であります道支出金188万9,000円、諸支出金26万円を減額補正いたします。

次、8目ウタリ施策推進費、補正額ゼロ、アイヌ文化を学ぶふるさと学習事業でございます。事業内容の一部に道の委託事業の導入が可能になったことから、一般財源を道支出金に振りかえる補正でございます。

次、4款環境衛生費、1項1目地域保健費453万円の増額補正でございます。説明欄、地域保健医療推進経費453万円の増額。これは、職員欠員分の補充及び業務量増加に対応するための臨時職員賃金等の計上でございます。

次、2項3目火葬場費9万5,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。白老葬苑管理経費9万5,000円の増額、これは井戸ポンプ修繕費の計上でございます。

次のページをお開きください。16ページです。3項2目塵芥処理費321万3,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。PCB廃棄物処理等事業321万3,000円の増額でございます。これは、体育館などで使用していたトランス5台分の処理費と給食センターで使用していたトランスの調査分析に係る費用の計上でございます。

続きまして、5款労働費、1項1目労働諸費113万円の増額補正でございます。ワークステーション雇用推進員設置事業113万円の増額、これも同じく職員大量退職に対応するための臨時職員等の計上でございます。

続きまして、7款商工費、1項1目商工振興費571万4,000円の増額補正でございます。これは、商工振興対策経費571万4,000円でございます。これは、白老町商店街空き店舗活用事業補助金につきましては、大町整骨院への補助、それと工場の新増設に対する助成金は中小企業振興条例に基づき渋谷水産加工場の増設を対象に助成するものであります。

次のページ、18ページをお開きください。8款土木費、4項2目港湾建設費400万円の増額補正でございます。港湾建設事業400万円の計上です。これは、白老港港湾計画基本構想の見直しに係ります委託料の計上でございます。

次、10款1項5目諸費153万円の増額補正でございます。説明欄でございます。学校図書館支援センター推進事業、補正額ゼロ円、これは補助金削減に伴う財源振りかえで、特定財源120万円を一般財源に振りかえるものでございます。次、特別支援教育支援員配置事業153万円の増額補正でございます。これは、対象となる児童数が増加したため特別支援員配置に係ります費用の計上でございます。

続きまして、2項2目教育振興費15万2,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。子どもと親の相談員等活用調査研究委託事業15万2,000円の増額、これはスクールソーシャルワーカー運営協議会設置に係ります経費の計上で、特定財源として道支出金15万円が充当されません。

次のページ、20ページをお開きください。3項2目教育振興費24万1,000円の増額補正でございます。説明欄でございます。中学校教育振興一般経費24万1,000円の増額でございます。これは、白老中学校の習熟度別学習に係ります臨時教員不足分に係る賃金の計上でございます。

次、5項3目図書館費12万円の増額補正でございます。図書購入経費12万円の増額補正、これは奈良裕子さんからの指定寄付10万円に伴います図書購入費の増額補正でございます。

続きまして、13款給与費、1項1目給与費3,002万1,000円の減額補正でございます。職員人件費3,002万1,000円の減額補正ということで、当初予算案、議会提出後におきます人事異動に伴う減額補正です。

ここで今回の人件費に係ります補正について、総括説明させていただきます。先ほど来、私の説明の中で各科目ごとに職員の大量退職などを補うための臨時職員雇用のための経費計上を説明してございます。その総額は1,974万9,000円、また職員人件費につきまして、先ほど説明した3,002万1,000円の減額補正ということで、差し引き1,027万2,000円の減額補正、人件費に関しましては差し引き1,027万2,000円の減額補正となったところでございます。

次のページ、22ページをお開きください。14款諸支出金、1項1目基金管理費100万円の増額補正でございます。各種基金積立金100万円でございます。これは、道見時子さんからの指定寄付100万円を体育振興基金へ積み立てるものでございます。

次に、歳入です。4ページにお戻りください。歳入につきましては、歳出のほうで説明させていただきましたので、説明を省略させていただきますが、6ページの20款繰越金について若干ご説明を加えさせていただきます。6ページをお開きください。真ん中ほどに20款繰越金、1項1目繰越金718万8,000円の増額でございます。今回の補正予算の一般財源として充当されますが、平成19年度決算剰余金が1億2,327万2,874円となり、財政調整基金へ積み立てる以外の翌年度繰越金は6,157万2,874円となります。このうち当初予算で既に2,500万円が計上されておりますから、今後の補正財源として見込めます額は6,157万2,874円から2,500万円を差し引いた残りの3,657万2,874円となります。今回は、その一部718万8,000円を補正の一般財源として充当したところでございます。

以上で補正予算の説明を終わらせていただきます。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

15番、吉田和子議員。

○15番（吉田和子君） 15番、吉田です。2点ほど伺いたいと思います。11ページの賦課事務経費の中でちょっと伺いたいと思うのですが、先月の議会で白老町税条例の改正がありました。この中で省エネ改修を行った住宅に対しての固定資産の減額措置があるということで採択されましたけれども、今回の一般質問等でも環境問題ということが大変多く議論されましたけれども、この省エネ改修というのは今回塊の世代で退職した方も家を改修するとか、そういったことが多くなると思うのですが、このことをやっぱり知らない方が多いと思うのです。条件的なものがかかなりたくさんあるのかどうなのか。そういったことをどういった形でお知らせをしていくのか、その点を1点伺いたいと思います。

それと、もう一点、17ページのPCBの廃棄物処理等の事業の中なのですが、トランス絶縁油PCB分析業務委託料ということなのですが、私前にPCBの関係で各学校等のPCBの含

まれている蛍光管の交換をしたときに、その交換をされた蛍光管を各学校の子供たちが寄らないというか、立ち入らない場所にたしか保管をしているという記憶があったのですが、それはきちっと解決されているのかどうなのか。たしか室蘭だと思うのです。PCB関係の廃棄物を処理する施設ができたと思うのですが、この関係はもう処理されているのか、その辺ちょっと確認したいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 野本税務課長。

○税務課長（野本裕二君） 省エネ改修工事に伴う質問ということで、周知につきましては広報紙で行っておりますし、あと建設協会のほうにつきましては既に依頼済みでございます。あと、条件ということなのですが、この条件につきましては平成20年4月1日から22年3月31日までの間に平成20年1月1日以前から所在している住宅について省エネ改修工事を行った場合に当該固定資産税に係る翌年度分の固定資産税額の3分の1を減額するということになっています。対象となる工事につきましては、窓の改修工事に合わせまして床の断熱工事、天井の断熱工事もしくは壁の断熱工事で、改修工事が省エネ基準に新たに適合することとなるもののうち費用が30万円以上ということになっております。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 本間学校教育課長。

○学校教育課長（本間勝治君） お答えいたします。

PCBの蛍光管の処理の関係でございます。私の認識では、当時その処理はされているというふうに考えてございますけれども、確かなことを確認はまだとれておりませんので、今確認させていただいて、後ほどお答えさせていただきたいと思っております。済みません。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） PCBの関係でございますけれども、各町内の公共施設のトランス、それから蛍光灯の安定器、これにPCBが入っているものについて、これは環境衛生センターで一括して管理をしております。このたび室蘭の処理工場に委託するのは、このすべて委託するという事になっております。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 15番、吉田和子議員。

○15番（吉田和子君） では、私の記憶違いなのかもしれません。各学校の、緑丘小なんか体育館の裏のほうのずっと地下のほうに保管しているので心配ありませんという、何かそういう議論をしたような記憶があったのですが、全部きちっと衛生センターのほうに持って行って、それを処理したということになったということですね。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） PCBというのは非常に毒性の強いものですから、学校で管理するというのは適切でないというふうに考えています。それで、衛生センターの1カ所、全部コンクリートで囲まれた、その部分にポリバケツに入るものは入れて、ちゃんと記録というか表示して保管をしております。このたび、それを処理するという事でございます。

○議長（堀部登志雄君） 9番、斎藤征信議員。

○9番（斎藤征信君） 斎藤です。9ページの裁判員の候補予定の基本台帳電算処理システムの問題について伺います。間もなく始まるわけで、その用意だろうというふうに思いますが、これは対象者、町民がすべて対象者になるのだろうというふうに思っているわけですが、この予定名簿を作成するとき、これは町民全員になるわけですね。ということで、この予定者というのは、町内で予定者候補を絞っていくとか上げていくとか、そういうようなことになるのか、それとも国から電算システムを通じて指定されてくるということになるのか、そのあたりの処理の仕方というのはどういうことになるのでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） 名簿作成に当たっては、まず白老町に法務省、国のほうから何人裁判員としての候補者を出しなさいと。およそ50人ぐらいに今なる見込みでございます。これは、あくまでも予定候補者でございますので、そこから裁判員が何名と決まります。最終的に決まるのがおよそ5名から6名、これは白老町の有権者数、ですから約1万7,400人、有権者でございますから、そこから候補者50名、さらに裁判員が5名から6名というふうになります。ただいまご質問の、これをだれが決めるかという部分は、国のほうでくじ、抽せんによって決めることになっております。日本全国民すべてが対象になります。また、その中でいろいろな条件がございます、例えば白老町であれば町長ですとか、それから議会議員の議会開会中は辞退することができる、また町長はなれないというふうになってございまして、いろいろ決まり事がございます。ただ、候補者の50人、そして5名から6名というのは国のほうが選定すると、そのための今回はシステムをつくるというものを予算計上させていただいております。

○議長（堀部登志雄君） 9番、斎藤征信議員。

○9番（斎藤征信君） その中で、今話ありました免除できる規定だとか、かなりたくさん条件というのが言われているわけですが、町民の中でもしたいとかしたくないとか、さまざまな意見の分かれるところですよ。いろいろな意見があるのだろうと思いますが、それでそういうことが町民へ説明するということが町の段階でやられるのか、あるいは国の説明だけで終わってしまうのか、それはどんなような形になっているのでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） この裁判員制度は、国が主体となってやっておりますので、町が説明するということにはなりません。ですので、今後も国がいろいろな形で情報提供すると、それから50名ほど候補者選ばれたときもその説明会があるのです。ここは札幌地方裁判所管内になりますので、選ばれた方は札幌に行って、どういうことで裁判員になるということの説明を受けます。その時点で辞退の申し出はできることになっております。ただ、それが条件に合うか合わないかがあります。例えば家族を毎日介護しなければならないですとか、いろいろな条件がございます。それが裁判所が認めた場合は辞退できることになってございしますが、それともすべて国が全部対応することになってございします。

○議長（堀部登志雄君） 12番、松田謙吾議員。



○12番（松田謙吾君） 12番です。8ページの企画費の、先ほど特産品アピールのためということで説明があったのですが、約80万円余り、下のほうに食糧費と書いてありますね。これは、何の食糧費なのですか。

それから、もう一点、20ページの中学校費、関連してご質問というか、考え方をお聞きしたいのですが、萩野中学校のグラウンドの野球のマウンドに野球部の部活で、今萩野中学校の野球は人数がいなくて虎杖浜から竹浦、3中学校合同で野球部をつくっているのですが、マウンドの土がすっかり下がってしまって、学校の経費がないということで、部活の方々がお金を二千幾らずつ出して黒土を買ってマウンドをつくった。竹浦中学校の方々には申しわけないから、萩野の子供たちだけで父兄の方々がお金を出し合って黒土を買ってマウンドを複製したというのですが、考え方としては、お聞きしたいのは、この中学校のマウンド、確かに今野球部は部活ですから授業以外に使われる。しかしながら、授業内でも学校の中でやっぱり使うと思うのです。これを予算がないから部活だけでやむを得ず土を買ってマウンドをつくったようですが、こういうことが子供たちに与える影響というか、考え方の影響、こういうことを思うとどうかとは私は思うのですが、これについての考え方をひとつお聞きしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） まず、食糧費78万8,000円、これは何に使うかというご質問ですので、その点につきまして私のほうからお答えさせていただきます。

今サミットで各国首脳が洞爺湖周辺に7月7日から9日まで宿泊施設として洞爺湖のサンパレスだとか湖畔亭だとか、いろんなところが宿舎になります。その食材として、ぜひ白老牛を使ってください。使われることによりまして、恒久的な取引につながるだろうというようなことを一つねらってございます。

それと、願わくはウインザーで晩さん会、うちの白老牛が使われてほしいと。使われることによりまして、これは大きな、サミット後にプレミアムがつきまして、付加価値が非常に高くなるということで、白老の畜産農家に対しては非常に大きな利益として貢献するだろうと。そのところを目標、効果として考えて、今回この食糧費を計上したところでございます。

各国の先遣隊や何かも続々入ってきてございまして、そのとき歓迎のレセプションがあります。そのとき北海道には白老町というのがありまして、そしてこんなおいしい牛肉が提供できますよということを宣伝してございます。一部のホテルでは、もう各国の外交官滞在期間に白老フェアを開くだとか、そういうところにもつながってきてございます。そういうことから、今回非常に財政が苦しい中、あえて計上させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 本間学校教育課長。

○学校教育課長（本間勝治君） 萩野中学校のマウンドの関係でございますけれども、私どもその話はお聞きしております。ただ、学校のほうから教育委員会のほうにそのマウンドの改修について土を入れるだとか、そういうことにつきましての連絡はございませんでした。教育委員会のほうからそういう話があって断ったという事実はございません。それよりも、数日前に

大雨が降ったと。その中でマウンドが一部削れたということで、顧問の先生と野球部の子との話の中で、このマウンドについてはみんなで改修しなくてはいけないなど、直さなくてはいけないという話の中で、その話を受けた部員、生徒が家に帰ってお父さんにお話をしたと。そうしたら、お父さんが後援会長さんと相談をして、そのぐらいのレベルであれば後援会で、4トントラック1台ぐらいの土を持っていけば、小学校のほうにも少しまけるだろうというようなことで、そういう対応をしていただいたというふうに学校からは聞いております。その後、学校長ともお話ししましたが、学校長のほうからはそういう後援会の皆様方に礼状を送っております。本来であれば、そういう学校施設でありますから、教育委員会の予算の中でそういうことも当然必要だとは考えておりますが、今回の件に関しましては、そういう経過の中で野球部の後援会の保護者の方々の厚意でやっていただいたということで学校ともお話をし、先ほど言いましたとおり礼状でお礼を言いまして、その厚意に甘えたというような状況でございますので、今後もしそういうことがあれば、当然学校から連絡を受けて、学校施設の中の話ですから、極力教育委員会の予算の、苦しい予算ではありますけれども、そういう中で対応していきたいということで、今回はあくまでもそういう後援会の保護者の方々の厚意に甘えたということでございます。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 12番、松田謙吾議員。

○12番（松田謙吾君） 12番です。食糧費のこれについては、今企画課長の説明でわかったのですが、私はこの白老牛は確かにおいしいし、アピールもしたいし、それから生産者のために付加価値を高めてあげたい。これは、わかります。ですけれども、この付加価値を高めるには、私の言いたいところは税だけでやるのではなく、生産者も自分たちみずから、付加価値を高めるわけですから、半分持って、半分は税金で支援しますよと、こういう形が私は当たり前ではないかなと思うのです、こういう財政の苦しいときに。

それから、外国の方々が来て、白老牛食べて帰った後、ドイツへ帰って白老の牛肉うまかったということになるのかなと私は思うのです。ですから、そのことはそのこととしても、やはり付加価値を高める、生産者のためにやるのであれば、生産者みずから少し汗をかいて、2分の1持つとか、そういう指導をしながら支援していくのが、今のこの財政の厳しいときですから、私はそう思うのですが、もう一度その考えをお聞きしたいと思います。

それから、教育委員会のはわかりました。

○議長（堀部登志雄君） 高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 確かに松田議員のおっしゃるとおりで、外国の方が食べられて、帰った後、白老に宅急便で牛肉送ってください、これは僕はほとんどないと思います。そうではなくて、そこのホテルの総料理長がそれを認めてくださる。これが後につながると、その部分をねらっているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

それと、生産者の方、実は昨年まで、昨年の詳しい月まで覚えてございませんけれども、自分たちみずからサミット対応でセールス入っています。自分たちのお金で入っています。とこ

ろが、それをやってしまいますと、サミットを取りまとめております部局が大変なのです、いろんな業者出入りすると。それで、一切それをやめてくれというような話にはなっています。それで、それではどうやってやるかということになると、やはり白老町としてやるという手法、それは認めてくれました。ということで、白老の税金を使うことによって、特定の業者がセールスで得た利益、その部分を、その業者だけのパンフレットにウインザーで使われましたとか、それからサンパレスで使われましたと、そういうことにならなくなるのです。税金を使うことによって、全部の業者のパンフレットにウインザーで使われましたとかサンパレスで使われましたということが可能になるのです。そういうことを考えまして、本当に苦しい財政の中なのですが、あえて計上させていただいたところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（堀部登志雄君） 5番、山本浩平議員。

○5番（山本浩平君） 5番、山本です。17ページ、商工振興対策費についてお伺いしたいと思います。工場の新設ということでのお話でございますけれども、この工場の新設に伴う、例えば基準、審査方法、あるいはこれは商業、工業系問わずなのか、あるいは年間の予算としては大体どのぐらいを町としては見ているのか。あと、その広報のやり方ですね、この辺について伺いたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岡村産業経済課長。

○産業経済課長（岡村幸男君） お答えいたします。

工場の新増設に対する助成金ということでございます。これは、白老町中小企業振興条例に基づいて行ってございまして、業種については製造業ですとか建設業とか運輸業ですとか、最初は例えば卸売業であったりサービス業であったり、ほぼ大体の対象の事業所になるかというふうに考えてございますが、ただその事業形態によって若干資本金の額等で段階がございます。助成の種類になりますけれども、工場の新増設、新設する場合も増設する場合もございまして、例えば高度化していくという部分で、何軒か集まって企業体をつくっていくとかということも、これも対象になります。それから、新商品を開発するとか、そういうものも対象になっていくということでございまして、今回の助成については、その中の増設ということでございます。この中で増設に対しては、増設の部分の固定資産の評価額、建物と、例えば工場の場合であれば機械類が入りますので償却資産となりますけれども、それらを合わせた固定資産税の課税標準額、これに対して率を掛けて、それを3年間で助成するという、こういう仕組みになってございます。そのほかに雇用の部分がございます。雇用についても新増設、ふえた分につきましては3人以上ふえればということになりますけれども、その場合に対しては1人に対して30万円の額が交付されるということになっております。これらの制度というのは、やはり当然町のほうにも相談に来られますし、また商工会等でもこういう制度についてはご紹介をいただいているということでございます。そういう中で、今回も事前にご相談をいただいて対応しているものでございます。予算措置につきましては、やはりこれはかなりの額になりますので、当初予算から盛るといことはなかなかできないわけでございます。そういう中で、基本

的に当該年度になって、その対象事業所のほうから相談をいただいて、1月1日を基準に固定資産税の評価がされますので、その後きちっとした課税標準額が出た段階で予算措置をすると、こういう考え方で進めてございます。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 5番、山本浩平議員。

○5番（山本浩平君） 対象となるのは、例えば白老に新しく来られたような会社等もすべて対象になるのかということも1点。

それと、大変これは商工業者にとってはありがたいお話ですし、その振興のためには非常に、商工業者にとっては利用すれば非常に画期的であり、いい制度だと思っておりますけれども、やはり財政状況が厳しい中でのことですよね。これから町民にいろいろな固定資産税関係ですね、税金もお願いしなければならない状況の中で、この制度そのものの若干の見直しですとか、今予算規模を年間これ以上は出せないのだとか、そういったようなものを今後検討するような考えはあるかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岡村産業経済課長。

○産業経済課長（岡村幸男君） お答えいたします。

まず、新規の例えば企業さんが来られるという場合は、これはまた違いまして、制度としては白老町企業等立地促進条例という、この条例に基づいて助成を行う形になります。それにつきましては、事業上の施設の設置に対する助成ですとか、同じように雇用の助成ですとか、例えば土地を取得するということであれば、その取得資金に対する助成という、そういう制度で新規企業に対しては、また他の条例で適用されるということになってございます。

それで、大変財政が厳しい中でその率を見直すのかという、こういうお話でございます。常々町長がお話ししておりますのは、やはり産業の活性化の中から何とか雇用を生み出し、振興を図っていきたいということでございます。現状の中では、この率について具体的に、例えば下げるといような検討は現段階ではしてございません。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。15ページの地域保健費の関係でちょっとお尋ねしたいのですが、臨時保健師さんが入っている、今回見たのですが、今たしかベテランの保健師さんが2名ほど退職されたということありますよね。そういう中で、保健師さん全体で、今回この予算の人件費の中で保健師さん1人なのかどうかということがまず1つと、それから全体で何人いらっしゃるのか。全体で保健師さんが白老町の役所に何人いらっしゃるのか、臨時さんも入れてです。それと、例えば病院のほうのやられている方、相談窓口にいらっしゃる方も保健師さんだと思うのですが、実質的に保健師業務として働いている方が何名いて、今の状況でベテランがやめられた中で業務に支障がないのかどうか。これは、やっぱり3連携含めて、これから予防医療をやっていく上では決定的な部分なのです。やっぱり力量を上げるということを含めて、そういうところではどんな状況なのかだけ、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 田中健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中春光君） 保健師の数についてのご質問でございます。まず、保健師の本来業務を行っている方々の数でございますが、3月末までは5名おりました。2名退職いたしまして、実際今残っているのは、産休1名入っていますので、正職が2名という形になってございます。これに対して補てんしている臨時の保健師の数でございますが、産休代替含めまして2名ということで、4名体制で行っております。健診業務とか、そういった部分での対応についての関係でございますが、健診のためにさらに臨時の看護師の方、こういった方も入れながら、ぎりぎりの状態ではございますが、対応のほうを進めてございます。特定健診等々をやっていく中では、これが今の精いっぱい形かなと、こんなふうに考えてございます。あと、保健師全体の数でしたか。他の業務についている者も含めまして、保健師、正職で今現在いるのが5名でございます。

以上だったでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 質問される方も、皆さん財政の問題からおっしゃるから、なかなか言いづらいのですけれども、ただやっぱり必要な部分とそうでない部分の、そうでない方はいらっしゃらないと思うのだけれども、そのめり張りをきちっとつけるということなのです、僕言いたいのは。ですから、必要な人は、やっぱり保健師さんは将来白老町の予防医療をどうしていくかということを見なくてはいけないのです。だから、臨時で何年間、何カ月間でやめられるというのは、僕は保健師さんの場合は違うのではないのかという認識を持っています。もちろんほかの方も同じだと思うけれども、ただ、そういうこと言えば、ふやせとはなかなか言いづらいのだけれども、実際に保健、福祉、医療の3連携で目指しているものと今の状況というのは、やっぱり矛盾するなと僕は非常に思うのです。本来健診業務はもちろん大切なものだけれども、同時に白老町民全体の予防医療をどうするかという視点で企画立案して、それをどう実行するかというあたりがきちりやられなくてはいけないという認識なのです。それで、ぜひ私は本工の保健師さんをふやせと言うのがいいかどうか、ちょっとそこは置いておきまして、やっぱり必要ではないかというふうに思うのだけれども、そういう視点から見てどうですか。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） 保健師の数ですけれども、本当に今少なくて大変な状況です。やっぱり臨時ではまちの状況を把握できないという部分もありますので、これは何とか、来年度確保するように努力したいというふうに考えております。

○議長（堀部登志雄君） 14番、氏家裕治議員。

○14番（氏家裕治君） 14番、氏家です。12ページ、身体障害者福祉費についてお伺いしたいと思います。委託料の部分なのですけれども、事務事業の委託料についてお伺いしたいと思います。これは、私の勘違いであればその辺も教えていただきたいのですが、先ほど説明を受けました議案第11号、精神保健福祉法がここにまた追加されて、自立支援に向けた取り組みの中

での今回の委託事業になっているのか。事業内容がわかっていらっしゃると思うのですが、その内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 田中健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中春光君） お答えいたします。

この委託業務の関係でございますけれども、事業の概要といたしましては、障害者自立支援法、これの定着を図るという考えがありまして、国の特別対策として進めているものでございます。先ほども申しましたが、100%の補助で進めるわけでございます。そういったことで、事業を実施することで障がい者の方々に対する相談であるとか支援体制、こういったものを充実して体制強化していこうというものでございますが、そういったことによりまして、結果としては今障がい者の方々多くいらっしゃるわけですが、多くのサービスを受けていない方もいらっしゃるわけですが、そういった方々の掘り起こしと申しますか、そういったことを進めていって、このようなサービス体制にありますよということをお教えして活用していただくということのための事業化でございます。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 14番、氏家裕治議員。

○14番（氏家裕治君） 今課長の説明はよくわかったのですが、例えば今まで支援されていなかった方々というのは、例えば精神障がいだとか、そういった方々を対象という形の中での考え方で認識してよるしいものかどうか。また、相談体制といっても、今までもある程度の相談体制というのは組まれてきたのではないかと思いますけれども、例えば今回この委託料の中で見られている円滑化事務等の特別支援事業の、もっと具体的な中身がはっきりしていれば、その辺についてちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（堀部登志雄君） 田中健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中春光君） 障がいの中身には、3障がいございますよね。身体、あと知的、精神、このどれに対してもこの事業の中身としてはカバーできるものでございます。具体的にどのような形で進めていくかといえますと、円滑化事業の関係も後でお話ししますが、わかりやすく概要を示したパンフレットなどをつくりまして、対象者の方々に発送し、その中で相談窓口に来ていただくであるとか、来れない方々につきましてはこちらから出向いていって、その辺の説明をしたり、例えばサービスを求めるのであれば申請行為まで持つていくということを進めるわけですが、職員だけでは対応しきれないであろうという想定の中で、障がい者の相談員の方々とか、町内に3名いらっしゃるのですが、そういった方々にもご協力をいただき、広くすそ野を広げていこうという関係のものでございます。

あと、円滑化事業と支援事業委託料ですが、この37万8,000円の関係ですが、これはその事業ばかりではないのですが、7月から自立支援法の法改正ございまして、より使いやすい負担額に下がっていくわけですが、そのためのシステムの改修料ということでございます。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 14番、氏家裕治議員。

○14番（氏家裕治君） 最後ですけれども、そういった相談体制が整うということは、今後障がいを持った方々にとっては本当に心強い一つのあれだなと思いますけれども、この何年間とありますが、ずっとそういった障がいを持った方々が集い合えるような場所づくりみたいなものがやっぱり今後必要であろうという議論が随分されてきたような気がするのですけれども、そういったことの事業費はここの中には入っていないという形の中で考えて、まだまだそういったところまでは入っていないと考えたほうがいいのでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 田中健康福祉課長。

○健康福祉課長（田中春光君） おっしゃっていた集い合える場所の関係でございますけれども、今既存の「いきいき4・6」の施設の一部を活用しながら、そういった精神に障がいを持っている方々が集い合える場所、こういったものも一部提供して、試行的に運用を図っていきなと、こんなふうに考えております。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 3番、西田祐子でございます。19ページの港湾建設事業400万円、臨時事業として港湾計画見直しについてということなのですけれども、具体的な内容と、また随意契約なのか。そして、今回で400万円計上されていますけれども、計画見直しに係る委託料というのですか、今回この400万円だけでいいのか。また、別個に生じるのか、その辺を1つ。

それと、もう一つ、教育費の特別支援教育支援員配置事業ということで、対象児童増加ということなのですけれども、対象人数がどのくらいいるのか。また、支援員数は、今これ増加することによって、職員というのですか、その方が何名になるのか。また、この事業の内容というのは、余り詳しくご質問できないのかもしれませんが、最近はどういうような状態の子供たちがいるのか、その辺を詳しく教えていただければと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岩崎水産港湾課長。

○水産港湾課長（岩崎 勉君） ご質問にお答えします。

今回の基本構想の見直しの委託の増額と申しますのは、今第3商港区を整備しております。その中で、町が臨海部として造成するという形で基本構想で決まっているところの部分につきまして、今回いろいろと国のほうと協議いたしまして、そこの起債部分につきまして直轄事業の中で土砂埋め戻し場として整備していただくという形で変更するために、今回基本構想の見直しをしたいということでございます。それに伴いまして、一応町の起債事業で整備すると大体7億円くらい町で起債事業をやらなければならないのですけれども、それが今度は15%の負担金で済むと。大体1億円くらいなのですけれども、6億円くらいの削減になるという形でございます。

○議長（堀部登志雄君） 本間学校教育課長。

○学校教育課長（本間勝治君） 3点ほどあったかと思っておりますけれども、1点目の、まず支援を要する児童生徒数の関係でございます。簡単に申し上げますと、昨年5月1日現在で普通学級に在籍してまして、特別支援を要する児童生徒数につきましては67名ございました。それがことし5月1日現在では84名ということで17名ふえてございます。これは、特別支援学級

以外の、先ほども申しあげました普通学級で特別支援を要する子供たち、児童生徒の数でございます。

そのようなことで、児童生徒数がふえているということの対策として、2点目の支援員の数でございますけれども、2名ほどを予定してございます。いわゆる教職員OBということで、そういった支援、フォロー体制を組める人材をというふうに2名ほど考えてございます。

それと、もう一点は内容でございます。その支援員の内容でございますけれども、基本的には教育支援センターに配属となりますけれども、各学校に出向きまして、普通学級または時には特別支援学級の特別支援を要する子供たち、児童生徒に対応している先生方のフォローをするというようなことで、議員もご存じのとおり平成19年、昨年4月から特別支援教育が法律改正になって本格実施になっているということに伴っての話ですが、たまたまですけれども、昨年度につきましては学校内で配属された先生方の中でその辺の対応をしていたところ、こういう形で先ほども申しあげましたとおり児童生徒数がふえているということから、今回2名を増員して、そういう各学校に出向いての支援体制を組むというようなことでございます。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 1回目の港のほうの計画内容はわかりました。随意契約なのか、それとも入札なのかと聞いたつもりだったのですけれども、その辺ちょっとお答えいただけなかったので、お伺いします。

それと、今学校教育の特別支援のほうでお伺いしましたのは、昨今やはりこういう子供たちがふえているというのは、親に教育力がない。簡単に言ってしまうと、親が稚拙だと。そういうことで、ちゃんとした家庭での教育がなかなかできていないために、普通の子供なのだけれども、本来であればこういうような特別支援なんか要らない子供たちもそういうふうな対象になってしまうというのですか、そういう傾向があるというふうに最近言われているわけなので、その中で私も随分昨年からことしにかけまして、こういう対象の子供たちについて教育委員会に何とかしてほしいと再三要請をしたこともありましたけれども、これで補助がついてありがたいのですけれども、現実的に子供だけを対象にしていくのはちょっと、なかなかイタチごっこというか、何かそういうような感じがするものですから、親に対してのものというのは、また特には考えていらっしゃるのでしょうか。その辺のお考え方はいかがですか。

○議長（堀部登志雄君） 岩崎水産港湾課長。

○水産港湾課長（岩崎 勉君） 答弁漏れで大変申しわけありません。ちょっと確認なのですけれども、一応この委託について入札か随契かということでしょうか。これは、一応入札で実施するというように予定しております。

○議長（堀部登志雄君） 本間学校教育課長。

○学校教育課長（本間勝治君） 議員おっしゃられる、親に教育力がなくなっているの



はないかというお話ですけれども、この特別支援に要する子供たちにつきましては、いろんな条件、状況があると想定しております。一概に、議員おっしゃる親に教育力がないということでの結果、こういう子供たちがふえているというふうには認識しておりません。ただ、いろんな社会情勢だとか、また家庭環境だとか、そういうことも総合的に含めて、こういう状況の子がふえているというふうには考えておりますけれども、一概に親に教育力がないからということでのお話については、そういうふうには考えてございません。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 済みませんけれども、ちょっと誤解して受け取られたのではないかと思いますので、ここの特別学級の子供たちが、みんな親に教育力がないという意味で言ったわけではございません、私は。ただ、そういう親がふえてきているので、子供の数がふえているのかということをお聞きしたかったのです。そういうことなのです。ただ、そういう傾向はないのですかということをお伺いしたかったのです。言っている意味わかりますでしょうか。そうではなくて、ただ単に、こういうふうに1年間で17名も一気にふえましたから、一体何が原因なのかということ自体も含めてちょっとお伺いしたかった。この子供たちの親が教育力ないから皆こうなったという言い方は、私は全然思っておりません。ただ、そういう親もいるから、そういう対象児もふえているのかなというふうな、そういう意味でお伺いしたつもりだったのですけれども、それでなかったら何が一体原因で、こんなに一気に17名も子供たちふえたのかということがちょっと不思議だったものですから、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 本間学校教育課長。

○学校教育課長（本間勝治君） 先ほども言いましたけれども、いろんな要因があると認識しておりますが、まず特別支援教育につきましては、教育委員会の中で専門家も含めて、就学指導委員会ということも踏まえて、普通学級または特別支援学級に入れる、入れないというような判断も事前に行っております。ただ、その中で普通学級に入れる、入れないの判断については、医師の相談だとか、そういうことも専門家のご意見も伺っております。その中で申し上げますと、やはりこれだけふえているというのは正確には押さえてございません。ただ、想定できるのは、先ほど申し上げましたとおり、そういう家庭環境だとか、いろんな社会情勢だとか、そういうことの要因があるというようなとらえであります。

ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、そういうことでお答えさせていただきます。

○議長（堀部登志雄君） 白崎教育長。

○教育長（白崎浩司君） 要因としては、今までもいろんな形の要因があったのかなということで押さえていますけれども、ただ一つ一つの要因でなくて、全体的にグレーゾーンと言われる部分で押さえた部分として、今回結果として十何名多くなったのかなというふうに押さえています。今課長が答弁したとおり、個々の家庭教育力の低下がこういう子供たちがふえているという要因には、それはなっていないと。それは、議員さんもそのとおりと。ただ、一般論と

して家庭の教育力が低下しているよというのは、これは一般論としてはここ最近言われていることです。先般の一般質問でも保育園の話が出ましたけれども、その中でも、保育調査の中でお話したとおり、朝食を抜いているだとか、それから夜の寝る時間が遅いだとか、そういうことの要因が親の生活形態といいますか、それが優先されていて、子供のほうが親についているというか、時間が。ということで、昔の親では考えられなかった生活形態が今の親はそういうようになっているよというのも一つの要因だよというふうに言われているように、やはり家庭の生活形態が変わってきている、親の考え方が変わってきている。そういう中で一般的に言われているのが家庭の教育力が低下している、地域の教育力が低下しているというふうには言われております。ただ、そういうことを含めて、教育委員会もいろんな場面で、例えば次代を担う親の教室だとか、それからそういう教室を開いても、そういう対象になる親がなかなか出席してくれない。そういうことを踏まえて、逆に小学校で言えば1日入学、入学式の前にありますけれども、それはほとんどの親が来られるという時間帯を借りて講演を開いたり、そういう場面、場面をとらえまして、こちらのほうも、自分の言うのもおかしいけれども、若い親、これからの親に対して子供の生活指導を含めてそういう機会をとらえて、指導と言ったらあれですけども、お話をさせてもらいたいというふうにはしておりますし、これからもしていきたいというふうに思っています。

○議長（堀部登志雄君） 4番、及川保議員。

○4番（及川 保君） 4番、及川です。実は、議長、今回私が今お尋ねしようとしていることは、土木費、今回ないのですけれども、街路灯の件なのです。9ページの自治振興費の中でこの街路灯がありますので、関連でご質問させていただきたいのですが。

○議長（堀部登志雄君） 街路灯の関係ですか。

○4番（及川 保君） ええ、街路灯の関係で。

○議長（堀部登志雄君） 街路灯、ここに載っていますから、よろしいですけども。

○4番（及川 保君） 実は、私はつい数日前、石山大通、かなり深夜だったのですけれども、あそこを通ったのですけれども、萩の里公園の駐車場に勘定したら大体6基ほど、また上っていく部分で多分1灯、2灯見えたのですけれども、すべて深夜の12時過ぎにこうこうとついているのです。昨日来、一般質問の中でも環境のお話が出ていましたけれども、この管理を一体どういう形でされているか。必ずあそこをつけておかなければいけない状況にあるのか。とりあえずお聞きしておきたいと思えます。

○議長（堀部登志雄君） 星建設課長。

○建設課長（星 貢君） 私の承知している限りでは、一定の時間で切ることになっていまずので、もしついていたのだとすれば、もう一度確認をした上で適切に対応していきたいと思えます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 星建設課長、補足で。

○建設課長（星 貢君） 済みません。一応タイムスイッチをつけていますので、暗くなる

時間等に応じて時間を若干ずらしますけれども、その時間が多分、もしそういうことであればおかしかったのかもしれないので、早急に確認をさせていただきたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 11番、土屋かづよ議員。

○11番（土屋かづよ君） 17ページの環境衛生費と、それから商工費についてちょっとお聞きしたいのですけれども、先ほど同僚議員がPCBについて質問されました。私たち、一般的な家庭の中においてPCBたる物質がどういうものに含まれているのかわからないということと、それと一般家庭から出す場合、どういう形でそれを処理したらいいのかということ。

それから商工費なのですけれども、商工振興対策経費の中で空き店舗活用事業補助金がありますけれども、前回空き店舗対策として家賃補助を半額負担するということが話されていました。現在その補助金を出している件数をお知らせさせていただきたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 千石生活環境課長。

○生活環境課長（千石講平君） PCBの一般家庭でのどういうものに含まれているかということのご質問でございますけれども、現在私が承知しているところでは、一般家庭でそういうPCB、被害を及ぼすようなものというのは現状の生活の中では使用されていないというふうに思っております。また、今コンデンサーであるとか一定の期間の中にそういうPCBを含有したものが製造されていた、これについては処理責任という形で処理施設できるまで保管して処理しなさいというような形になっておりますし、製造者責任というところもございまして、もしそういう危険なものがあるのであれば、社会的に周知して、その対策を講じるという、そういう法律の体系になってございますので、現状の中で流通されているもので含有されているということはちょっと私もそういう認識ではありませんので、ないと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岡村産業経済課長。

○産業経済課長（岡村幸男君） 空き店舗の活用に対する件数のお話でございます。19年からこの事業始まってございまして、限度額は2分の1の5万円という限度額でございますけれども、1年間ということでこの交付事業をやってございます。それで、19年度中に2件、20年度から2件でございますが、19年に借りたのは途中からですので、20年までこの助成が出ていきますので、現在のところ4件に対して助成をしているということになります。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 2番、前田博之議員。

○2番（前田博之君） 3点ほどお聞きします。本来であれば、担当課に行ってお聞きすればいいことなのです。そういうものについては余り聞かないことにしますけれども、人件費の関係で、私3月に一般質問していましたので、その関係でちょっと伺います。

1つとしては、今回の補正で計上された臨時職員の延べ人員、そして4月1日予算計上している額と合わせて実総臨時職員が何人になるかと。

もう一つは、基本的に大量退職職員の補充と言いましたけれども、これは3月にもう人員不足の織り込みで人事異動あるいは臨時職員の雇用などを仮に精査して、異動も終わって、4月1日から組織がスタートしているはずなのですが、まだ2カ月足らずで6月にこれだけの臨時

職員の補正が出たということは、それに対する組織運営上の物の考え方を教えていただきたいということです。

それと、具体的に23ページの職員手当の管理職手当、これは私が聞くところによると、19と20年で比較すると17名管理職減っているはずなのですが、この三百幾らふえているということは、その理由。それと、一般職員も減っているのですけれども、共済が200万円ふえています。共済の率が変わったのかどうかわかりませんが、その辺を伺いたい。

先ほど経営企画課長が人件費3,000万何がしのうち、今回臨時職員1,200万円、差し引きその額ですよと言いましたけれども、その根っこになる数字、職員が4月以降何人やめて何人補充するのだよと、そういう部分の差し引きだと思うのですけれども、その辺の増減の数字を、職員の数と、今言った1,200万円の差の数字を教えていただきたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） 全部で5点、ご質問あったかと思えます。1点目から順に申し上げます。

まず、1点目の人件費の関係で臨時職員でございますが、全会計合わせまして、臨時職員、当初予算では62名、このたび6月補正で69名ですので、プラスとしては7名というふうになってございます。

それから、退職者、組織上の問題でのご質問でございますが、やはり今回補正予算の中にもそれぞれ個別も合わさってございますが、まず町民サービスを低下させないために窓口業務、こういったところの退職補充、人が減ってございますので、そういった部分をフォローするように、先ほど議論ありました保健師さんもそうありますが、町民サービスにやっぱり密接となるセクションは臨時さんに対応したというのがございます。

それから、3点目の管理職手当でございます。議員ご承知のとおり、管理職手当は予算編成のとき、その現有で予算編成してございます。ですので、4月1日の人事で、このたびは主幹職が10名、それから主幹職から課長になった課長職が6名おりますので、その分が今回補正として計上させていただきました。

それから、4点目の共済手当の関係でございますが、率に変更になりました。これは、多分全国的にそうですけれども、職員数が減っているということと、私どものように独自削減しているということで、共済運営上非常に厳しい状況になってきているということで、これは率が改定になってございます。

私のほうから4点。

○議長（堀部登志雄君） 高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 最後の5点目のところですが、実は私のところでは額なので、人数でなくて、額でトータルした集計表がございまして、人数につきましては、後ほど資料を取り寄せましてお答えしたいと思いますので、保留ということをお願いしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） 職員数でございますが、当初予算の計上職員数が279名でございま

す。今回6月補正で276名ですので、3名減になってございます。途中で退職されたということになります。

○議長（堀部登志雄君） 2番、前田博之議員。

○2番（前田博之君） 町民サービスの低下云々ということでございます。それで、先ほど副町長は同僚議員に対して保健師の部分で臨時はだめだと、正職でなければだめだという言い方しましたけれども、今その窓口充実するという話がありましたけれども、私が窓口行く部分については、失礼ですけれども、あそこはやっぱり戸籍は個人情報とか、税はいろいろな証明書出す部分で、行政の窓口としては地味であるけれども、非常に大事な部署だと思っております。そういうところに臨時職員が……今いる人が能力ないという意味でないです。一つの物の考え方として、そういうところ職員を張りつけないで、サービス低下するからといって、そういうところに臨時職員を置いてあるということに対する考え方はどうなのかということをお聞きします。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） いろいろ窓口業務を、以前は5名体制であったり、そこを削減して4名体制になったり、現在は3名体制という状況になっているセクションもございます。私どもは、やはり一度に人を削減してしまって、その中でサービス提供していくというのは非常に厳しいものがあって、ではよそのセクションから正職員をそこに配置すれば、それはいいのかもしれませんが。今議員がおっしゃられる、いろんな情報問題ございますので。しかし、そういう余剰人員というのは全くない状況でございますので、やむなくサービス低下をさせないという部分で臨時職員を配置しているということと、臨時職員とて職員であります以上は守秘義務がございますので、その辺はきちっと職場長なりが監督指導して対応している状況でございます。

○議長（堀部登志雄君） ほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号 平成20年度白老町一般会計補正予算（第3号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第 2 号 平成 2 0 年度白老町老人保健特別会計補正予算  
(第 1 号)

○議長(堀部登志雄君) 日程第 6、議案第 2 号 平成20年度白老町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

丸山町民課長。

○町民課長(丸山伸也君) 議 2 1 でございます。議案第 2 号 平成20年度白老町老人保健特別会計補正予算(第 1 号)。

平成20年度白老町の老人保健特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億5,918万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年 6 月17日提出。白老町長。

2 ページ目をお開きください。第 1 表、歳入歳出予算補正は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、今回の補正は、平成19年度老人保健特別会計の決算額が明らかになったことから、繰越金をもって概算交付金の精算を行うためのものであります。

次に、事項別明細書の歳出から説明をさせていただきます。6 ページをお開きください。2、歳出、4 款 1 項 1 目償還金142万2,000円の増額補正でございます。医療費概算交付償還金142万2,000円でございますが、この償還金の内訳であります、支払基金医療費交付金分が105万2,956円、同じく審査支払手数料交付金分が36万9,918円、合計142万2,874円を償還するものでございます。

次に、4 ページをお開きください。1、歳入、5 款 1 項 1 目繰越金、平成19年度の繰越金142万2,000円でございます。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(堀部登志雄君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀部登志雄君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(堀部登志雄君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成20年度白老町老人保健特別会計補正予算(第1号)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(堀部登志雄君) 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第3号 平成20年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算(第1号)

○議長(堀部登志雄君) 日程第7、議案第3号 平成20年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

田中健康福祉課長。

○健康福祉課長(田中春光君) 議3 1をお開きください。議案第3号 平成20年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

平成20年度白老町の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ696万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,784万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成20年6月17日提出。白老町長。

次のページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正につきましては記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

続きまして、4ページからの歳入歳出事項別明細書で補正の内容をご説明いたします。まず、6ページの歳出からご説明いたしますが、歳出ご説明の前に平成19年度の決算の状況をご説明させていただきます。平成19年度の決算の状況でございますが、歳入総額13億1,260万8,581円、歳出総額12億8,474万3,105円、差し引きの残額でございます。2,786万5,476円が決算剰余金となっております。そこで、この決算剰余金から介護保険事業基金に2,089万5,906円を積み立ていたしまして、本年度、20年度に繰り越す額は696万9,570円でございます。なお、これによって生ずる基金の総残高でございますが、8,834万6,065円となるものでございます。

それでは、歳出のご説明させていただきます。2、歳出、6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金44万5,000円の追加補正でございます。これは、過年度分で還付しなければならないものに未済が生じておりますので、本年度に繰り越しまして処理するもので、特別徴収分が年金から天引きされる関係から、亡くなった場合などの手続の関係が社保庁の処理の中

で期日がかかるものがあり、還付未済が生じておりますことから処理するものでございます。

2目償還金652万4,000円の追加補正でございます。これにつきましては、介護給付費及び地域支援事業費に対し国、道支払基金より概算交付された負担金、補助金、こういったものにつきまして、これらの過剰分を精査し、返還するものでございます。

次、4ページに戻りまして歳入でございます。1、歳入、8款繰越金、1項1目繰越金696万9,000円の補正でございます。これは、前年度、19年度決算額の差し引き残額より本年度に繰り越しするものであり、全額返還金の財源となります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 平成20年度白老町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時54分

---

再開 午後 0時59分

○議長（堀部登志雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 答弁の訂正について

○議長（堀部登志雄君） 次の日程に入る前に、1号議案で何か修正というのですか、これがあるということですので。

目時副町長、許可いたします。

○副町長（目時廣行君） 一般会計の補正の関係でPCBの関係出ましたけれども、私一括してという言葉を使ったのですが、今回ハイレベルの部分だけ処理するというので、1キロ当



たり0.5ミリグラム以下のもの、これは低レベルといいますが、この処理についてはまだ処理方法が確立されておりませんので、この分については残る形になりますので、訂正をいたしたいというふうに思います。済みませんでした。

〔「処理場に残るといことでしょうか」と呼ぶ者あり〕

○副町長（目時廣行君） はい、処理場に残る形になります。

○議長（堀部登志雄君） そうということです。

---

#### 議案第4号 平成20年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（堀部登志雄君） 日程第8、議案第4号 平成20年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

辻上下水道課長。

○上下水道課長（辻 昌秀君） 議案第4号 平成20年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）

第1条 平成20年度白老町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

（1）項目、職員給与費、既決予定額8,019万3,000円、補正予定額120万8,000円の減、計7,898万5,000円。

平成20年6月17日提出。白老町長。

第2条について、ちょっとご説明したいと思います。第2条中の予算第7条に定めた経費という部分がありますけれども、これにつきましては当初予算に計上されております議会の議決を経なければ流用できない経費でありまして、今回の補正予算では職員給与費の中の賃金、法定福利費の一部を委託料に振りかえるため減額となることから、予算第7条の議会の議決を経なければ流用できない経費である職員給与費の額を120万8,000円減額するものであります。

次、議4 2ページの補正予算実施計画書につきましては、収益的支出のみの変更であります。記載のとおりでありますので、説明を省略いたします。

次のページでございます。補正予算説明書であります。収益的支出のみの変更でございます。1款水道事業費用、1項営業費用、ともに増減額ゼロでございますけれども、このうち1目給与費の中の賃金及び法定福利費を合わせまして120万8,000円減額し、5目の総係費の委託料に振りかえるものであります。当初予算では、水道料金電算収納業務につきまして直接臨時職員を雇用することとして賃金等の計上をしていたものでございますけれども、この業務につきましては前年度に引き続きまして振興公社の委託業務として計上することとなったことから、予算科目を振りかえするものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。特にありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 平成20年度白老町水道事業会計補正予算（第1号）原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（堀部登志雄君） 日程第9、議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、以上5議案を一括議題に供します。

議案第5号の説明を願います。

高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 議5 1をお開きください。議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

白老町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

以下改正条文につきましては、3ページの議案説明でご説明いたします。

次のページをお開きください。

附則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。ただし、第2条第1号から第5号までの改正規定は、公布の日から施行し、平成20年5月1日から適用する。

議案説明でございます。白老町手数料条例の一部改正について。地方自治法の規定に基づき、特定の者のために行う事務については、本条例で手数料の額を定め徴収しているが、当該手数料のうち一部のものについては現行の料金が原価を大きく下回る状況にあることから、受益者負担の原則に立って適正な料金に改定するため、本条例の一部を改正するものである。なお、原価計算に当たっては、施設の建設費に係る減価償却費、長期借入金利子は公費負担とすることとし、人件費、物件費、維持補修費等の施設運営経費のみを受益者負担の対象としたものであるが、利用者の急激かつ大幅な負担増とならないよう、また類似手数料との均衡等を考慮しつつ、手数料の料金体系を100円単位として見直しを行うものである。また、戸籍法の一部を改正する法律が本年5月1日から施行されたことに伴い、本条例において所要の整理をあわせて行うものでございます。

補足説明させていただきますが、手数料の種類と金額につきましては下の表のとおりでございます。第11号は、鳥獣の飼養の登録等の事務手数料でございまして、平成17年度におきまして2,900円から3,500円に改定しまして、今回も700円アップの4,200円としたところでございます。改定率は20%となっております。

第12号から次のページの27号、ここまでは平成17年の改定時では見送られまして、今回改定したものであります。おおむね33%程度のアップとなっております。

第28号と第29号は、前回に引き続き改正するものでございます。

今回の見直しは100円単位としたため、比較的高い改定率となっております。このことに考慮いたしまして、次の3年後の見直しにつきましては、今回改定した項目については改定しない考えで進めてございます。また、都市計画や地籍図などで高率の改定率のものがありません。これらは、近隣市町村並みに近づけた結果、このような高率の改定率になったところでございます。また、戸籍に関する改正は戸籍法の改正に伴い、関係する条項が変更になったことから適用条項の追加差し替え、そういったことでの改定点でございます。

新旧対照表がついてございますが、同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、今回の使用料、手数料の改定につきましては、原則使用料の改定は行わず、特定の課題についてのみ改定を行うこととして提案させていただきましたが、プールにつきましては新

財政改革プログラムの取り組みの中で冬期間閉鎖等を提案していることから、利用者数の増加並びに利用料収入の増加など、まだ関係団体との十分な協議を要するということから、今回改正議案の提案を見送らせていただいたところでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（堀部登志雄君） 続いて、議案第6号の説明をお願いします。

高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 議6 1でございませう。議案第6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例。

白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の4」を「100分の6」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に貸し付けられている土地使用料の算定基準については、なお従前の例による。

次のページお聞きください。議案説明でございませう。白老町行政財産の使用料徴収条例の一部改正について。本町における土地の貸し付けに係る使用料の算定に用いる利率につきましては、昭和42年に設定して以来、41年が経過しているところであります。算定の基準となる評価額が低減する中、財政運営の健全化に向けて、公有財産の有効利用及び販売促進について、より一層推進していく必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。なお、現に貸し付けられている土地については、当該契約の満了時まで従前の利率とし、次回の契約時から本条例を適用することとするものでございませう。

新旧対照表は、記載のとおりでございませう。

補足説明でございませう。今回の改定の基準は、近隣の自治体に合わせたものでございませう。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（堀部登志雄君） それでは、引き続きまして議案第7号の説明をお願いします。

岩崎水産港湾課長。

○水産港湾課長（岩崎 勉君） 議7 1をお願いいたします。議案第7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例。

白老町港湾施設管理条例の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、議案説明及び新旧対照表で説明を申し上げます。

附則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

次のページをお願いします。議案説明であります。白老町港湾施設管理条例の一部改正について。白老港にかかわる港湾施設使用料について、受益者負担の原則に立って適正な料金に改定するため、本条例の一部を改正するものである。なお、港湾法第44条の規定により、使用料の変更については30日以上公表期間が必要なことから、9月1日から施行するものとする。

次に、新旧対照表でございます。左が改正前でございます。そして、右が改正後でございます。種類、港湾施設用地等使用料、港湾施設用地及び野積み場、商港区、(1) 一般使用料、ア、初日から15日まで1平方メートル1日までごとに2円を2円20銭、イ、16日以降1平方メートル1日までごとに3円を3円30銭に、(2) 専用使用料、ア、1平方メートル1月につき60円を66円に変更するものであります。

以上が改正内容の説明でございます。よろしく申し上げます。

○議長(堀部登志雄君) 議案第8号の説明を願います。

飯島社会教育課長。

○社会教育課長(飯島博光君) 議8 1ページでございます。議案第8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例。

白老町立学校施設の開放に関する条例(平成17年条例第27号)の一部を次のように改正する。内容については、新旧対照表にてご説明いたします。

附則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

次のページでございます。議案説明。白老町立学校施設の開放に関する条例の一部改正について。本町では、町民の生涯学習及びスポーツ振興を図るため、町内各小中学校の体育館及びグラウンドを学校教育に支障のない範囲において開放しているところであるが、料金設定後3年を経過しており、当該使用料については現在も高騰を続ける光熱水費が原価の基礎となっていることから、受益者負担の原則に立って適正な料金に改定するため、本条例の一部を改正するものであります。

施設の運営単価と現行料金の状況でございます。体育館、グラウンド、下は高校生以下の団体ということになっております。運営原価268円に対しまして、大人の団体は現行は150円になっております。原価から現行料金を差し引いた差は118円という形になって、改定案では200円と、33.3%のアップということになります。また、高校生以下の団体につきましては、現行料

金50円を運営原価から引きますと218円の差ということで、改定案では100円ということで考えております。

次の新旧対照表でございます。改正前、改正後ということで、別表8条関係、1時間につき150円を200円、下が高校生以下の団体50円を100円、夜間照明についてはありません。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 議案第9号の説明を願います。

飯島社会教育課長。

○社会教育課長（飯島博光君） 議9 1ページでございます。議案第9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について。

仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例。

仙台藩白老元陣屋資料館設置条例（昭和59年条例第26号）の一部を次のように改正する。

内容については、別紙新旧対照表にてご説明いたします。

附則

この条例は、平成20年9月1日から施行する。

次のページでございます。議案説明。仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部改正について。仙台藩白老元陣屋資料館の入館料については、料金改定後11年を経過しており、現行の料金が施設の運営原価を大きく下回る状況にあることから、受益者負担の原則に立って適正な料金に改定するため、本条例の一部を改正するものであります。ただし、町民の入館料については現行料金で提供することとし、町民以外の入館料についてのみ運営原価に基づき改定するものであります。利用者の急激な負担増を考慮し、料金の見直しを行うものであります。なお、運営原価計算に当たっては、人件費、物件費、維持補修費等の施設管理経費のみを受益者負担の対象とし、施設の建設に係る経費は公費負担とすることとしております。

施設の運営原価と現行料金の状況でございます。個人一般、個人小中学生、団体一般、団体小中学生、運営原価Aが1,071円かかっております。これは、平成16年から18年度決算の3カ年平均に基づく原価でございます。現行料金260円、原価から現行料金を差し引くと811円不足と出ておりますけれども、今回の改正案では260円を300円にしたいという改正案でございます。個人小中学生につきましては130円を150円、団体につきましては200円を250円、同じく団体の小中学生につきましては100円を120円と考えております。

新旧対照表でございます。改正前、改正後、別表第4条関係、入館料、一般、個人260円を改正後は300円、20名以上の団体200円につきましては、改正後250円、小中学生入館料130円、改正後は150円、20名以上の団体100円につきましては120円。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 1つお伺いしたかったのは、学校の開放のほうなのですけれども、これは町内と町外と分けていませんけれども、町外の人を使うということはないということで町内料金とか町外料金とか分けていらっしやらないのでしょうか。それが1つです。

もう一つ、手数料条例の一部改正のところの現行料金の状況を見ますと、原価のところがいりあるのですけれども、例えば印鑑証明とか、そういうもので用紙の大きさありますよね。白老町の印鑑証明、A4ですごく大きいのですけれども、この辺いろいろな証明書の大きさというものの、例えばA5のサイズにするなりとかなんとか、そういう工夫とかはされているのでしょうか。その辺はいかがなのでしょう。

○議長（堀部登志雄君） 飯島社会教育課長。

○社会教育課長（飯島博光君） 町内外の取り扱いについてのご質問でございます。

平成19年度の学校開放につきましては、46団体671名の方が利用しております。主にミニバレーボール、ミニバス、スポレクとか、スポレクでは軽スポーツ関係、大人ですけれども、あと剣道、野球、スポンジテニス、ミニサッカー等利用しております。基本的には地元のチームというか、子供たちも含めた団体が登録しております。その中には、一部他市町村からも何名が入っておりますけれども、あくまでもチームとして町内の方が多く利用しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 丸山町民課長。

○町民課長（丸山伸也君） 印鑑登録の証明書用紙とか住民票の用紙なのですが、現物見ていただければわかると思いますが、実はコピー偽造防止用の特殊紙を使っております。そういった関係で、一応プリンター等もA4判のものを使用するという形になっておりますので、現行でまた小さいサイズを使えるかどうか、ちょっと検討してみなければわかりませんが、いずれにしても偽造防止用紙を使っているということで、当面A4で対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長（堀部登志雄君） 飯島社会教育課長。

○社会教育課長（飯島博光君） 先ほどの説明の中でちょっと補足させていただきます。

現在町内を中心に、ほとんど町内の方々が利用されているという中では、町外との区分は今のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 学校の施設ばかりではなくて、ほかの施設でもそうなのですけれども、やはり白老町がこういう、前回3年前料金改正したときに、やはり町外と町内との区分をきちっとするべきだというふうな意見もたしかあったと思うのですけれども、そのときも結局町内と町外分けなかった。今回も学校施設だということで、地元の人が多く利用しているということなのですけれども、私はその辺はやはり町内と町外の人と分ける考え方というか、そういう

ルールというものをきちっとつくっていただきたいなと思うのです。やはりチームの中で、変な話ですけれども、ほとんどが町外の人で、地元の白老町の施設を利用しているという団体なんかもあるやに聞いておりますので、何かその辺のルールがきちっとできるほうがいいのではないかなと思っているのですけれども、その辺のお考え方をもう一度お尋ねしたいと思います。

それと、先ほどの町民課のほうなのですけれども、印鑑証明とか、そういうのはわかっておりますけれども、苫小牧市に行ったらすごくちっちゃいのです。ですから、一遍に今残っている用紙からするという考え方はしなくても、すべてやはりそういうようなところからまず削減していくという考え方をぜひ取り入れていただければと思うのですけれども。

○議長（堀部登志雄君） 飯島社会教育課長。

○社会教育課長（飯島博光君） 現在体育施設も町の公共施設がございます。そのほかに学校の開放事業で10の小中学校の体育館等を利用しております。この利用につきましては、町民の利用を促進するというところでやっておりますので、町外からの積極的な利活用の部分では考えておりません。現在町民を優先的に使わせて、学校開放に使っているということでございます。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 丸山町民課長。

○町民課長（丸山伸也君） システムの問題もありますので、すぐ切りかえられるかどうか、これまた研究してみなければわかりませんが、いずれにしてもご指摘のあった点については研究をきちんとして、もし可能であればそういうことも考えていきたいと思っています。

○議長（堀部登志雄君） 飯島社会教育課長。

○社会教育課長（飯島博光君） 区分としては、町外から来る部分については現在考えておりません。また、仮にもしもそういうような問い合わせがあったときには、あくまでも条例上も町民の利用に供することということでうたっております、それによつての判断をしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） ありがとうございます。何かよくわかったようなわからないような答弁だったのですけれども、先ほどの説明の中では、町外の人でも利用しているというので、だから私はきちっとしたルールをつくったらいかがですかというふうに聞いたつもりだったのですけれども、そういう考え方はありませんかということなのですけれども。

○議長（堀部登志雄君） 白崎教育長。

○教育長（白崎浩司君） 考え方、今言っていることは同じなのですけれども、今現状として体育施設があって、学校施設があるのだけれども、体育施設のほうにつきましては町外から来られる利用者が多いということで、町外の利用と町民の利用と区分してはいますが、学校施設については主にそのスポーツ団体の中に町外の人も入っていますけれども、主に使われているのが町内の各団体が使われているというのが主なものですから、現在のところ町民と町外の使用料金を区分して設定するという考え方には立たないと。いわゆる今後一つのルールとし



て考えたらどうなのかというようなご意見だと思いますけれども、今現状としてそこまでの判断はいたしていないで、現行の料金の設定の区分の中で進めさせてもらうというふうに思っています。

○議長（堀部登志雄君） 11番、土屋かづよ議員。

○11番（土屋かづよ君） 11番、土屋です。議の5の白老町手数料徴収条例の一部改正についてちょっとお聞きしたいのですが、その中の項目名が鳥獣の飼養の登録等のことに関してお聞きします。3年前に2,900円から3,500円に料金を改定したという先ほど説明を受けました。その3年前とことしと、犬の登録の件数などがおわかりになれば、ちょっと教えていただきたいのですが。

○議長（堀部登志雄君） 千石生活環境課長。

○生活環境課長（千石講平君） 今回改定に上がっています鳥獣の飼養登録等の事務取扱手数料の関係でございますけれども、これの事務につきましては19年3月、道のほうから町に来た部分でありまして、特に特定の鳥獣等の飼養、400種類以上あるのですけれども、決められた種類の鳥獣等を飼養する場合に、その取り扱い手数料としていただくという制度でございます、例示をしますとシマフクロウでありますとかイワツバメ等の特殊な鳥類という形で、現行の中で町内でそのような事例というか、飼っている方は現在のところおられませんので、そのような……

〔「畜犬は関係ないんですか」と呼ぶ者あり〕

○生活環境課長（千石講平君） 畜犬ではございません。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。1点だけちょっとお尋ねします。他市町村との比較を一部やられたように先ほどありましたけれども、全体として見たとき、他市町村との比較をして、そしてこの部分だけは他市町村と比較したけれども、この部分していないよというような、そういうことにはなっていないのだと思うのだけれども、一般的な比較として、大まかに見たときにどういう状況かということで押さえているところがあつたらひとつお願いしたいということ。

もう一つは、これによる増収は前回のことがありますがけれども、もちろん減免の問題等々もありまして、どれぐらい、そこがきちっと決まらないとだめなのかもしれませんけれども、これによる増収はどの程度と見ていらっしゃるか、その2点についてお尋ねをいたします。

○議長（堀部登志雄君） 高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 私の手元に手数料の全部の比較ございます。主なものを挙げますと、例えば納税証明書、今回300円から400円に上げます。これでいきますと、近隣市町村では苫小牧が400円、登別300円だとか室蘭が400円だとか厚真が300円と。それから、例えば都市計画の関係では、全図500円、今回450円を500円に上げます。それが登別500円、苫小牧200円、それから厚真200円、鶴川600円、安平800円、これはかなりばらついてございます。それから…

…

○議長（堀部登志雄君） 課長、比較したかということで、その値段でなく。

○経営企画課長（高畠 章君） 一例として、比較してございます。

それで、大体今回の手数料の改正では約1,100万円くらい増収という試算をしてございます。  
以上です。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 今もうこの条例出ていて、どうのこうのと言ったってしょうがない話で、ただ私聞きたいのは、要するにバランス論で上げたり下げたりしているわけではないと思うのです。根拠があってやっているのです。実際は、きちっと原価が幾らでということを出しているわけだけれども、ただ私言いたいのは、町民がたくさん使うものについては、やっぱり一定のバランス論も必要なのです、その部分において言えば。だから、そういうことをきちっと精査をして、他市町村の状況を精査をしてこのことを決めたかどうかという、そういうことだけ聞きたかったのです。そこはどうですか。

○議長（堀部登志雄君） 高畠経営企画課長。

○経営企画課長（高畠 章君） 当然他市町村との比較をした中でやってございます。

〔「わかりました」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ほかございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号 白老町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号 白老町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号 白老町港湾施設管理条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第8号 白老町立学校施設の開放に関する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についての討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号 仙台藩白老元陣屋資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第12号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（堀部登志雄君） 日程第10、議案第12号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

岡村産業経済課長。

○産業経済課長（岡村幸男君） 議12 1をお開きください。議案第12号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定について。

白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成20年6月17日提出。白老町長。

白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例。

白老町特定農山村地域活動支援基金条例（平成15年条例第15号）は、廃止する。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

次のページをお開きください。議案説明です。白老町特定農山村地域活動支援基金条例の廃止についてであります。特定農山村地域活動支援基金は、白老町農林業等活性化基盤整備計画に基づく農林業その他の事業の活性化を目標とした特定農山村地域活動事業に要する資金に充てるため設置したものでありますが、平成15年度を初年度とした当該計画に定める5年以内の期間において当初の目標を達成したことから、本条例を廃止するものでございます。

なお、この農林水産省の補助事業は平成11年度以後、17年度までの事業でありまして、現在はこれはもう行っているものではありません。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第12号 白老町特定農山村地域活動支援基金条例を廃止する条例の制定について、原案

のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

---

### 議案第13号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

○議長（堀部登志雄君） 日程第11、議案第13号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

目時副町長。

○副町長（目時廣行君） 本日配付の議案第13号でございます。議13 1でございます。議案第13号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて。

白老町固定資産評価審査委員会委員に次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めます。

平成20年6月17日提出。白老町長。

記、住所、白老郡白老町末広町4丁目8番24号、氏名、山口美津男、生年月日、昭和23年9月10日、59歳、職業、自営業、労務行政事務所経営。

次のページでございますが、履歴につきましては省略をさせていただきますが、公職につきまして追加事項がございます。平成14年、青色申告会会長に就任しております。

続きまして、議13 3でございます。議案説明。平成20年6月30日付任期満了に伴う白老町固定資産評価審査委員会委員として山口美津男氏を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（堀部登志雄君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 白老町の固定資産評価審査委員さんなのですが、この方のことというより、むしろ審査委員さんとかすべての審議会というのですか、いろいろなところの選出する方々の、一体白老町としては何期というのですか、期間、1期とか2期とか3期とかいろいろありますけれども、何期間、そしてまた何年間、また年齢は何歳とか、そういうような基準とか、そういうものはございますでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） ご質問の中に何点か項目ございましたが、まず基本的にそれぞれ条例で制定されておりまして、このたびの委員さんも任期が3年という部分もそれぞれ条例で定めてございます。ですから、各種委員会等についての委員さんも条例で定められたもので任

期が決まっております。

また、年齢基準のご質問でございますが、年齢につきましては特段何歳までという決まりはございません。

以上でございます。

〔「何期まで、期数」と呼ぶ者あり〕

〔「1期、2期、3期と何年やる」と呼ぶ者あり〕

〔「回数」と呼ぶ者あり〕

〔「任期の制限」と呼ぶ者あり〕

○総務課長（岩城達己君） 失礼しました。任期制限のご質問かと思いますが、特段何期までという制限は設けてございません。

○議長（堀部登志雄君） 3番、西田祐子議員。

○3番（西田祐子君） 私は、やはり任期というものを設けるべきではないかなと。この方が幾ら素晴らしい方だからといって、10年も十何年もやっているのは、ちょっといかがかなと。やはりある程度、十年一昔と言いますから……この山口さんのことではないです。この方のことではなくて、町として基本的な考え方を、例えば3期にするとか、最高4期までにするとか、やはりある程度の年齢になった方は次の新しい方という形で、そういうふうな形でいくべきだと前々から議会のほうから何回も提案があったと思うのですけれども、やはりそろそろ……

〔「だめだ、そんなこと言ったら。人事案件でそんな話にならないぞ」と呼ぶ者あり〕

○3番（西田祐子君） そうなのですか。こういうことを聞いてはいけないのですか。

この人事案件のことではなくて、そういう基本を、ルールをきちっと設けるべきではないのですかということを質問したつもりなのですけれども、そういうことは質問してはいけないのでしょうか。

○議長（堀部登志雄君） 岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） 今質問してもいいかどうかという部分をお聞きになったかと思うのですが、私は質問されたので、答える立場としては特に決まりはありませんので。

今後においても、それぞれやはり委員会の持つ内容ですよね、大事なことは。各種委員会の中では、いろんな方がおられますけれども、ではそれが3期だとか5期だとか10期だとかという部分を、今町の姿勢として決めるという考えには立っていないということでお答えさせていただきます。

○議長（堀部登志雄君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

討論を省略し、採決いたします。

議案第13号 白老町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、

原案のとおり同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、議案第13号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

### 報告第1号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（堀部登志雄君） 日程第12、報告第1号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

岩城総務課長。

○総務課長（岩城達己君） ページが報1 1になります。報告第1号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成20年6月17日提出。白老町長。

記、1、白老町土地開発公社平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画。

2、株式会社白老振興公社平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画。

3、財団法人白老町体育協会平成19年度事業報告及び平成20年度事業計画。

それぞれの内容につきましては、慣例により説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたら、どうぞ。

10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。2点、ちょっとお尋ねをしたいのです。

1点は、土地開発公社の関係なのですけれども、土地開発公社が持っている土地の件で3億数千万円があるのですけれども、うちの場合はかなり圧縮を一回しまして、運営状況は極めて正常になったのです。しかし、その後ももちろん町の財政のこともありますけれども、余り動いていない。それから、買っていないことも事実なのです、これを見ると。財産もない。ただ、やっぱり塩漬けになっていると思われるものが何点かあるのです。これは、今の財政状況でこれを買うというのはなかなか大変だというのは十分承知しているのだけれども、考え方として非常に正常になった土地開発公社、何年ぐらい前でしたか。今退職された方がかなり大胆な改革をいたしまして、ほかの町村が塩漬けになったとき、かなり整理したのです、うちのまちは。それが今非常にいい状況になっているのだけれども、それが動いていないのです。これは、やっぱりもうちょっと身を軽くしなくてはいけないのではないかなというのが1点。そこの考え方が1つ。当然土地開発公社がずっと持っているということもおかしなことなわけですから、

そういう点で考え方をお聞かせ願いたい。

もう一点、振興公社の関係なのですけれども、僕は前から、法律的には問題ないのだけれども、0.5%の配当されていますよね。もちろん民間会社が入っているから配当するのは当たり前なのです、商法に基づく会社ですから。ただ、事業内容、業務内容が少なくともまちからほとんど仕事を出したもので、正式な利益と言えるのでしょうかけれども、言葉が適切にうまく言えないのだけれども、利ざやと言ってまた後でしかられたら困るけれども、そういうことで得た利益ですよね。僕は、そうであれば、0.5%といえども配当しなかったらだめなものかと。商法上そうなるし、民間会社が入っているということは十分承知しています。しかし、営業ラインはそうであれば、私は配当しないでいくということが、20万円ですから、理解をしてもらって、そういうことはできないものなのですか。

○議長（堀部登志雄君） 飴谷町長。

○町長（飴谷長藏君） 前もこういう議論あったと思います。出資するほう、株買うほう、配当のない会社に出資しますかと、まずそういうことになりますね。それと、これは当然企業努力で得たものであると。振興公社の中でも改革します。そういうことで、一つの独立した会社が努力して利益を上げましたと。そして、出資した人に、あの程度の配当なのですから、配当しますと。それがいろんな部分で、例えば振興公社の仕事に将来つながるような形であれば、私はいいのではないかなと思っています。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） 振興公社の関係でちょっと補足をさせていただきたいと思うのですが、社長の立場としてです。町のほうから受託している業務について、これで利益を上げて配当しているということではなくて、ポロトの温泉のほうで若干利益があったものですから、そちらのほうで配当させていただいているということでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（堀部登志雄君） 高島経営企画課長。

○経営企画課長（高島 章君） 土地開発公社の件でございます。これにつきましては、ご存じのとおり公共用地のために買っている部分が、基本的にはそうでございます。その中で、毎年細々と買っているのが駅北です。そこで買っていると。本当に細々となのですけれども、そのほかの大部分は、やはり事業を起こさないと買えないという現状、それがございまして、公共事業を起こすことによって、それを補助事業で買うというような、そういう理屈で当初買っているわけで、先行取得しているわけですが、その部分はなかなか進まない。そのほか、公共事業をやったときに残地補償で抱えている部分、ここの部分については本当に塩漬けになる可能性もございまして、ここの分については毎年計画的に買うような計画を立てないと解決できないのかなと。あるいは、地先の方に買っていただくような、そういうようなセールスも展開しなくてはいけないのかなと考えてございます。ただ、いずれにしても今抜本的にその辺のところを整理して、公共用地として取得した部分も、もしその公共事業が将来



的にちょっと日の目を見ないような、そういうような部分がありましたら、その部分につきましても方向転換して、地先の方に買っていただくだとか、そういったことの振り分けを早急にしたいと、このように考えてございますので、そういうことで解決したいと思っています。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 10番、大淵紀夫議員。

○10番（大淵紀夫君） 10番、大淵です。土地開発公社、今言われたとおりだと思いますので、ぜひそれは、そんな精力的にやれとは言いませんから、少なくとも昭和のときに取得したもののについてはきちっと決着をまずつける。1本しかないと思うのだけれども、それについてやっぱり決着をきちっとつけると、どっちにしても。それから、地先で持っているようなものについては、売れるものはどんどん、今言ったとおりだけれども、売ると。そういうことは、やっぱり積極的にやるべきだと思うのです。これは、持っていて何の得にもなりません、金利かかるだけだから。そういうことと言えば、ぜひそこは意識的に進めていただきたいというのは私のあれです。

それから、理論的には僕はわからないで言っているのではないのです。それは、わかるの。ただ、今の状況の中で、町長の気持ちや振興公社の社長の気持ちもわかるのだけれども、それぐらいの金額が例えば配当されて、相手はよかったかなと思うかどうかわからないのですけれども、僕は今の状況の中でそういう話をして何とかお願いしますと、無配当でいきますよというの僕はあるといいのでないかなと思うのです。

それから、ポロトの温泉については、入湯税が物すごく入っているのです。これは、やっぱり一つ振興公社としてはすごく成功した例で、あそこの土地を買えるぐらいもうかってくれればいいと思うぐらいの中身なのだけれども、やっぱりそういう事業がきちっとやれるような形の中でそうなっていくのならいいのだけれども、少なくとも一般的に見ればまちの仕事を受けて、そして利益を出しているというふうに見えやすいですから、そういうことも含めて検討の範囲があれば検討していただきたいということで。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） まず、振興公社の関係につきましては、この配当については株主さんをお願いをして、配当は控えるというような方向で検討をさせていただきたい、このように思います。

また、土地開発公社の関係でございますが、これは古い土地です。塩漬けで古いものについては、なるべく地先あるいはこの事業の目的のない土地については、民間に売れるものがあれば、これは積極的に進めていきたいと、このように考えております。

○議長（堀部登志雄君） 5番、山本浩平議員。

○5番（山本浩平君） 目時副町長にお尋ねいたします。

この役員構成を見て、ちょっと私驚いているのですけれども、行革審議会の委員長が常務取締役という形ですね。これは、単純に私はまずいのではないのかなと思うのです。行革を審議するところの委員長が振興公社の常務、これはあり得ないですよ。この辺の見解をお尋ねし

たいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） たしか昨年ですか、大淵議員からも同様の質問があった記憶があるのですが、全く違う人物でございますので、町連合の佐藤さんとは全く違う人物でございます。

○議長（堀部登志雄君） 5番、山本浩平議員。

○5番（山本浩平君） 勘違いということで、おわびを申し上げます。申しわけございませんでした。

以上であります。

○議長（堀部登志雄君） 2番、前田博之議員。

○2番（前田博之君） 今同僚議員からお話ありましたけれども、2点質問します。

まず、振興公社の関係ですけれども、私のほうは配当ではなくて、2ページ見たら法人税等税金払っているのです。内容的には同僚議員と同じくなるかもわかりませんが、受託事業をやっているのです、その部分は今状況を考えると、これはやっぱり3月決算になっていますので、その辺を調整をして、なるべく節税をするようにすると、この事務費の手数料も減ってくると思うのです。その辺の考え方をお尋ねしたいと。そして、今町長お話ありましたけれども、振興公社が努力して上がっていると。中を見ると、ほとんど温泉なのです。そうすると、振興公社の職員でもそれなりの安い給与で働いている人いますので、もしそういう部分であれば、自分たちが努力したものですから、それを多少職員に還元してやるという気持ちも社長なり株主から心配りがあっていいのかなと、こう思います。

それと、体育協会、これは今基本財産6,200万円見て、基本財産の運用収入が25万円ほど入っていますけれども、これは指定管理者制度になって受託事業やっていますけれども、これも営利を目的にできると言っていますけれども、財団法人ですので、出捐金が必要かどうかわかりませんが、この辺もし町で吸い上げれる、言葉おかしいかな、出捐をやめて、町の一般会計のほうで使えれば、こういう運用基金も一般会計で充当できますので、その辺はどうなっているのかお聞きします。

その2点お聞きします。

○議長（堀部登志雄君） 目時副町長。

○副町長（目時廣行君） まず、振興公社の関係ですが、この節税について、ちょっと私も気がつかなかったものですから、これは1月29日でしたか、私が取締役になったのはですね。その関係もあって、ちょっと気がつかなかった部分あります。今後節税について、これは本当に十分考えていかなければいけないことだと考えています。

また、この利益を職員にということですが、これはまた事業はマイナスになることもあり得ますので、この辺も十分見定めながら考えさせていただきたい、このように考えております。

○議長（堀部登志雄君） 白崎教育長。

○教育長（白崎浩司君） 体育協会の基本財産のほうですけれども、私のほうで押さえているのは、財団法人となつての基本財産ですので、町のほうで吸い上げるというのは、今の体系と

いいですか、法人化されている中では非常に難しいだろうと。ただ、スポーツ振興ということで、そういう法人の体系が変われば、それは基本財産ということでなくて、町のほうへというのはあり得ますけれども、現状の法人化という中ではちょっと無理だなというふうに押さえています。

○議長（堀部登志雄君） 2番、前田博之議員。

○2番（前田博之君） そうしたら、財団法人の出資というか、そういう法人の人格からいけば無理だということですか。ただ、決算上見ると、この6,200万円はあくまでも基金的な形の中で貸借対照表で処理されているだけなのです。ですから、その辺が運用されて、かなり体育協会の経営状況の中で反映されているなら別ですけども、そういう部分であれば、もうちょっと法的なものを精査していただいて、もっと有効に使えるものならきちんとして使っていただきたいなと、こう思っています。いかがですか。

○議長（堀部登志雄君） 白崎教育長。

○教育長（白崎浩司君） 法律上、何条何条と、ちょっとそこまで押さえていませんけれども、一般的に言われている部分での押さえ方としては、財団法人化されると基本財産というのは、それは運用が云々でなくて、積み立てしないとだめだというふうになっていますので、今の状態であれば、こういう形での基本財産が必要であるというふうに押さえています。

○議長（堀部登志雄君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） それでは、報告第1号は、これをもって報告済みといたします。暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時04分

---

再開 午後 2時20分

○議長（堀部登志雄君） 休憩前に引き続き議会を再開いたします。

---

### 議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（堀部登志雄君） 日程第13、議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦の件を議題に供します。

提案理由の説明を事務局長からさせます。

○事務局長（上坊寺博之君） 議会推薦第1号 農業委員会委員の推薦について。

農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による議会推薦の農業委員は3人とし、次の者を推薦するものとする。

平成20年6月19日提出。白老町議会議長。

記、議会推薦委員、住所、白老町字白老769番地332、吉田隆一、生年月日、昭和20年3月7日生まれ。

住所、白老町字虎杖浜421番地の96、氏名、土屋かつよ、生年月日、昭和25年6月25日生まれ。

住所、白老町本町1丁目13番8号、氏名、西田祐子、生年月日、昭和30年3月17日生まれ。

裏面をごらんいただきたいと思います。農業委員会の議会推薦につきましては、根拠法令が農業委員会等に関する法律第12条の規定によりまして、第2号、議会が4名以内を推薦することとなっております。当議会におきましては、先例によりまして3名としているところでございます。

委員の任期につきましては、同法律第15条の規定によりまして3年となっております。平成20年7月19日をもって任期満了となりますので、議会として3名の推薦を行うものでございます。

以上であります。

○議長（堀部登志雄君） お諮りいたします。

議会推薦の農業委員会委員は3名とし、吉田隆一氏、土屋かづよ氏、西田祐子氏、以上の方を推薦いたしたいと思います。

順次推薦をお諮りいたします。最初に、吉田隆一氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

よって、吉田隆一氏を推薦することに決定いたしました。

次に、土屋かづよ議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。

〔11番 土屋かづよ君退席〕

○議長（堀部登志雄君） 土屋かづよ氏を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

よって、土屋かづよ氏を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時23分

---

再開 午後 2時24分

○議長（堀部登志雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、西田祐子議員は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、審議終了まで退席を求めます。

〔3番 西田祐子君退席〕

○議長（堀部登志雄君） 西田祐子議員を推薦することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

よって、西田祐子氏を推薦することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

休憩 午後 2時24分

---

再開 午後 2時25分

○議長（堀部登志雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### 承認第1号 議員の派遣承認について

○議長（堀部登志雄君） 日程第14、承認第1号 議員の派遣承認についてを議題に供します。  
本件につきましては、別紙のとおり北海道町村議会議員研修会等が予定されております。  
承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。  
なお、日程の変更等、細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号 議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定しました。

---

#### 意見書案第8号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求め る意見書（案）

○議長（堀部登志雄君） 日程第15、意見書案第8号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を  
求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、大淵紀夫議員。

〔10番 大淵紀夫君登壇〕

○10番（大淵紀夫君） 意見書案第8号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。  
食料自給率向上へ農政の根本的転換を求め意見書（案）、  
標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

#### 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求め意見書（案）

食料をめぐる内外の情勢は激変し、国連食糧農業機関（FAO）によると、この3月以来、  
多くの途上国で、「食料が足りない」「高騰して買えない」事態が広がり、国連の世界食糧計画  
（WFP）も、30カ国が食糧危機となり、うち23カ国が「深刻な情勢」と警告しているほどで  
す。

農水省の「海外食料需給レポート2007」は、世界の穀物在庫率（年間消費量に対する期末在  
庫量の割合）が14.7%まで低下し、この40年間で最低になり「危険水域」と報じています。

これは、新興国・途上国の人口増加と経済成長による需要増大、バイオ燃料ブームによ  
る原料穀物に対する爆発的な需要増加、地球温暖化による生産の不安定化などが原因とされ、

一時的なものではなく長期的、構造的なものです。このため、穀物輸出国は、相次いで輸出規制に乗り出しています。

いまや、「食料は安い外国から買えばよい」という時代ではなくなりつつあります。ところが、わが国は、国内農業をないがしろにして、食料自給率を世界でも異常な39%、穀物自給率を27%まで低下させてきました。さらにその上政府は今年も輸入自由化、生産者価格は市場任せを前提に、中小農家や小集落を農政の対象から排除する農政を続けようとしています。これでは食料自給率はますます低下し、国民の食と農の不安に応えることはできません。

よって、政府に、いまこそ農業経営の持続可能な条件を保障するために、コストを償う生産者価格の保障と多面的機能を評価した所得補償の抜本的な充実、多様な担い手への支援の充実、食料主権の確立など、自給率向上と日本農業再生に向かって、農政の根本的転換に踏み出すよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第8号 食料自給率向上へ農政の根本的転換を求める意見書(案)、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第8号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### 意見書案第9号 福祉の人材確保に関する意見書(案)

○議長（堀部登志雄君） 日程第16、意見書案第9号 福祉の人材確保に関する意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、大淵紀夫議員。

〔10番 大淵紀夫君登壇〕

○10番（大淵紀夫君） 意見書案第9号、平成20年6月19日、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

福祉の人材確保に関する意見書(案)

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

### 福祉の人材確保に関する意見書（案）

いま高齢者介護や障害者福祉の現場は、仕事に希望が持てないなど年間で5人に1人が離職し、深刻な人材不足に陥っています。

人材不足は、あまりにも劣悪な労働条件が原因です。「やりがいのある仕事」だからと仕事についても、月給は平均で22万円と、全産業平均の6割にすぎず、若年者の多くは年収2百万円以下です。専門性を必要とするのに、非正規職員は、介護で約4割、訪問介護で約8割にのぼり、加えて夜勤や長時間労働など、労働条件の大幅な改善を図ることが必要であります。

政府としても昨年8月、「福祉人材確保指針」を14年ぶりに改定し、「国家公務員の福祉俸給法を参考にすること」と賃金水準の引上げをはかる指針を示しました。関係者からは、劣悪な待遇を緊急に改善するため、国の責任で月3万円の賃金アップを全額公費で実施してほしいとの声もあがっています。

賃金改定により、利用者の負担増にはねかえられないような改善策を図ることが必要です。よって、国においては、経営者まかせでなく、積極的な打開策をとるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第9号 福祉の人材確保に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第9号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

### 意見書案第10号 障害者医療費助成に関する意見書（案）

○議長（堀部登志雄君） 日程第17、意見書案第10号 障害者医療費助成に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

10番、大淵紀夫議員。

〔10番 大淵紀夫君登壇〕

○10番（大淵紀夫君） 意見書案第10号、平成20年6月19日、提出者、賛成者は記載のとおり

でございます。

障害者医療費助成に関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

障害者医療費助成に関する意見書（案）

65～74歳の障害者の多くは後期高齢者医療制度に加入しました。これは道が市町村の協力を得て実施している重度障害者医療費助成制度の対象から、後期高齢者医療制度に加入しない65歳以上の方は除外するとしたからです。

他県の動きをみると、医療保険の選択にかかわらず（国保などであっても）、従来どおり助成を行うとしているのは1都2府30県と多数になっています。本来、どの保険を選択するかについて自由な判断が尊重されるべきであって、事実上加入が強制されることがあってはなりません。

昨年暮れ、道が実施した市町村の意向調査では18市町村から、障害者医療費助成の対象にすべき等の意見も出されていました。新しい制度の課題があらわになった段階で再検討することも必要です。

よって道においては、他の33都府県のように、障害者医療費助成の対象とするよう改善策をとられるよう要望するものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第10号 障害者医療費助成に関する意見書（案） 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第10号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

## 意見書案第11号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書 （案）

○議長（堀部登志雄君） 日程第18、意見書案第11号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）を議題に供します。



提出者からの説明を求めます。

14番、氏家裕治議員。

〔14番 氏家裕治君登壇〕

○14番（氏家裕治君） 意見書案第11号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書（案）

女性のがんである子宮頸がんの死亡率は高く、毎年約8,000人が子宮頸がんと診断され、約2,500人が亡くなっています。

子宮頸がんには、他のがんにはない特徴があります。一つは、発症年齢が低いということです。子宮頸がんの発症年齢層のピークは年々低年齢化しており、1978年ごろは50歳以降だったのに対し、1998年には30代になり、20代、30代の若い女性の子宮頸がんが急増しています。

もう一つは、子宮頸がんの原因のほとんどが、ヒトパピローマウイルス（HPV）による感染であるということです。8割近くの女性が一生のうちにHPVに感染するものの感染した女性がすべて発症するわけではなく、持続感染により子宮頸がんが発症するといわれています。このHPV感染を予防するワクチンの研究開発が進み、2006年6月に米国をはじめ80カ国以上の国で承認されています。つまり、子宮頸がんは「予防可能ながん」ということになります。

しかし、まだ日本ではこの予防ワクチンが承認されておりません。わが国においても予防ワクチンへの期待は高まっています。

よって政府におかれては、子宮頸がんの予防・早期発見のための取り組みを推進するため、以下の項目について早急に実現するよう強く要望いたします。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンの早期承認に向けた審査を進めること
2. 女性の一生においてHPV感染の可能性が高いこと、また予防可能ながんであることをかんがみ、予防ワクチンが承認された後は、その推進を図るために接種への助成を行うこと
3. 日本におけるワクチンの開発、製造、接種のあり方に関して、世界の動向等も考慮し検討を進め、必要な対応を行うこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第11号 子宮頸がん予防ワクチンに関する意見書(案) 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長(堀部登志雄君) 全員賛成。

よって、意見書案第11号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

## 意見書案第12号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)

○議長(堀部登志雄君) 日程第19、意見書案第12号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

14番、氏家裕治議員。

〔14番 氏家裕治君登壇〕

○14番(氏家裕治君) 意見書案第12号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

### 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書(案)

レアメタルを含む非鉄金属はわが国の産業競争力の要とも言われており、その安定確保はわが国の産業にとって重要な課題である。近年、国際価格の高騰や資源獲得競争の激化により、その確保に懸念が生じている。

貴重な鉱物資源をめぐるこのような状況を受け、資源エネルギー庁に設置された「資源戦略研究会」が平成18年にとりまとめた報告書「非鉄金属資源の安定供給確保に向けた戦略」では、使用済み製品に使われたレアメタルの再利用推進が重視されている。なかでも普及台数が1億台を超えている携帯電話には、リチウム、希土類、インジウム、金、銀などが含まれており、これらを含んだ使用済みの携帯電話は他のレアメタルなどを含む使用済み製品とともに「都市鉱山」として、適切な処理と有用資源の回収が期待されている。

しかし、使用済み携帯電話の回収実績は2000年の約1,362万台をピークに減少傾向が続いており、2006年には約662万台に半減している。回収率向上のための課題として、携帯電話ユーザーへのリサイクル方法の情報提供、携帯電話のリサイクル活動を行うMRN(モバイル・リサイクル・ネットワーク)の認知度向上、ACアダプター等の充電器を標準化することによる省資源化などが指摘されているところである。

そこで、政府に対して、使用済みの携帯電話の適正な処理とレアメタル等の有用な資源の回収促進を図るため、下記の事項について早急な対策を講じるよう強く求める。

記

1. 携帯電話の買い換え・解約時においてユーザーに対して販売員からリサイクルの情報提供を行うことを定める等、携帯電話の回収促進のために必要な法整備を行うこと
2. 携帯電話ユーザーに対する啓発、携帯電話回収促進につながる企業・団体の取り組みを支援する施策を行うこと
3. ACアダプター等充電器の標準化や取り扱い説明書の簡略化等による省資源化を実現すること
4. レアメタルなどの高度なりサイクル技術の開発に加え、循環利用のための社会システムの確立を目指すこと
5. 携帯電話のリサイクルにあたっては、プライバシー保護を確保すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第12号 携帯電話リサイクルの推進を求める意見書（案）原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第12号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

### 意見書案第13号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書(案)

○議長（堀部登志雄君） 日程第20、意見書案第13号 「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書(案)を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

14番、氏家裕治議員。

〔14番 氏家裕治君登壇〕

○14番（氏家裕治君） 意見書案第13号、提出者、賛成者は記載のとおりでございます。

「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)の創設等を求める意見書(案)

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

「クールアース・デー」(地球温暖化防止の日)

### の創設等を求める意見書（案）

近年、乾燥地域の拡大や氷河の後退、異常気象の頻発、海面上昇等、地球温暖化の影響によるものと指摘される事象が地球規模で顕在化している。20世紀の間に地球の平均気温は0.6℃上昇し、わが国の平均気温も1℃上昇した。最悪の場合、2100年には（18世紀の産業革命以前と比較して）6.4℃気温が上がり、88cm海面が上昇するとの予測もあり、地球温暖化防止に向けた取り組みが喫緊の課題であることは誰の目にも明らかである。

こうした環境・気候変動問題等を主要テーマに、本年7月、日本を議長国とした北海道洞爺湖サミットが開催される。政府においても、ダボス会議で福田総理が「クールアース推進構想」を提唱するなど、京都議定書の温室効果ガス削減目標達成のために、地球温暖化対策推進法の改正を進めるなど、所要の温暖化防止対策を講じているところであるが、事実上CO<sub>2</sub>排出量は6.4%増加している。

加えて、「環境立国」を目指すわが国が、サミット開催国として積極的に議論をリードするとともに、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みを、より一層推進する義務があることは論を待たないし、確実に2012年までに京都議定書上の目標を達成することが必要である。

こうした観点から、サミットの象徴として、開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と定めることをはじめ、地球温暖化防止に向けた国民的取り組みへの意識啓発を促すため、政府に対して以下の事項について強く要請するものである。

#### 記

1. 北海道洞爺湖サミットの開催初日の7月7日を「クールアース・デー」と宣言し、地球温暖化防止のために啓発しあい、皆で行動する日と定めること
2. 当日はCO<sub>2</sub>削減のため、全国のライトアップ施設や家庭などが連携して電力の使用を一定時間控えるライトダウン運動などの啓発イベントを開催し、地球温暖化防止のために行動する機会の創出に取り組むこと
3. クールビズやウォームビズについては認知度を高めるとともに、温度調節などの実施率を高めること
4. 「チーム・マイナス6%」などの国民参加型運動の一層の普及促進を図り、国民運動に対する協賛企業の拡大や、エコポイント制度の普及促進に努めること
5. 商品の料金の一部が温室効果ガス削減事業に充てられる仕組みとなるカーボンオフセット（温室効果ガスの相殺）については、関係者による協議体をつくり、その信用性を高めること
6. 2020年までに温暖化ガスの国内排出量を25%削減するよう中期目標を明確にし、2050年までに80%の削減を視野に入れた長期目標を掲げること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は、記載のとおりでございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ありません

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第13号「クールアース・デー（地球温暖化防止の日）の創設等を求める意見書（案）」原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第13号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### 意見書案第14号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

○議長（堀部登志雄君） 日程第21、意見書案第14号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

8番、近藤守議員。

〔8番 近藤 守君登壇〕

○8番（近藤 守君） 意見書案第14号、提出者、賛成者は記載のとおりであります。

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

#### 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）

近年、地球温暖化が深刻な環境問題となる中でグローバル化する森林の役割に対する要請が高まるなど、環境資源としての森林に対し強い期待が寄せられている。

一方、林業を取り巻く厳しい状況の中で、森林経営は脆弱化し、その担い手である山村は崩壊の危機に立っている。

このような中、森林整備を推進していくためには、森林所有者の森林経営意欲を創出するための施策の推進はもとより、森林・林業の担い手である山村の再生に向けた積極的な取り組みが極めて重要となっている。

このような時期に、国有林野事業は、いわゆる「行政改革推進法（平成18年6月）」に基づき業務・組織の見直しが予定されており、また、旧（独）緑資源機構は、「独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月）」に基づき平成19年度末で解散し、水源林造成事業等は（独）森林総合研究所に継承させる措置が講ぜられたところである。

今後の林政の展開に当っては、森林吸収源対策の推進はもとより、特に、国有林野事業等に

において、安全で安心できる国民の暮らしを守るために、重要な役割を果たす水源林等公益森林の整備、更には、地域林業・木材産業の振興を通じた山村の活性化に十全に寄与できるよう、下記事項の実現を強く要請する。

#### 記

- 1 森林吸収源対策を着実に推進するため環境税等税制上の措置を含め安定的な財源を確保するとともに、林業・木材産業の振興施策の推進と森林所有者の負担軽減措置による森林経営意欲の創出
  - 2 緑の雇用対策等森林・林業の担い手対策の拡充、施業の集約化、路網の整備等による効率的・安定的な木材の供給体制の確保、更には木材のバイオマス利用の促進等による間伐材を含む地域材の需要拡大対策の推進による地域林業・木材産業の振興
  - 3 水源林造成事業を計画的に推進するための組織体制の確保
  - 4 国有林野業については、国民共有の財産である国有林を適正に管理するとともに、公的機能の一層の発展を図るため国による管理運営体制の堅持及びその管理運営を通じて地域における森林・林業担い手の育成と地域活性化への寄与
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。  
提出先は、記載のとおりであります。

○議長（堀部登志雄君） ただいま提出者から説明がありました。

お諮りいたします。質疑及び討論を省略し、採決いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

これより採決いたします。

意見書案第14号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（堀部登志雄君） 全員賛成。

よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思としてそれぞれの機関に送付することといたします。

---

#### 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長（堀部登志雄君） 日程第22、産業厚生常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。

最初に、産業厚生常任委員会玉井昭一委員長。

〔産業厚生常任委員会委員長 玉井昭一君登壇〕

○産業厚生常任委員会委員長（玉井昭一君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、 1、調査事項、( 1 ) 保健・福祉(介護含む)・医療の3連携及び高齢者医療について、  
( 2 ) 環境問題について(町有林の管理運営について)。

2、調査の方法、事務調査及び現地調査。

3、調査日程、4、出席委員、5、説明のために出席した者の職・氏名、6、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりであります。

7、調査結果及び意見。

本委員会は、保健・福祉(介護含む)・医療の3連携及び高齢者医療について、担当課である町民課、町立病院及び健康福祉課から説明を受け、町立病院の現況視察を行った。また、環境問題についての町有林の管理運営については、担当課建設課より概要の説明と現状視察を実施したので、その内容を報告する。

保健・福祉(介護含む)・医療の3連携及び高齢者医療について

( 1 ) 調査内容

推進方針の策定について

今日、平均寿命の延びと出生率の低下により、少子高齢化が急速に進み、特に高齢者を中心に保健・医療・福祉サービスを必要とする人が年々増加し、保健・医療・福祉サービスに対する町民のニーズが多様化・高度化しております。みずからの状態と希望に合ったサービスを選択し、その組み合わせを利用できるかという点では、サービスの縦割り制度が障壁となる面があることは否定できない。

一方、保健・医療・福祉は、国・地方を通じた厳しい財政状況により、平成17年10月に介護保険制度改正が行われ、さらに国では年々増大する医療費の伸びを抑制するため、高齢者を中心とした患者の負担増や生活習慣病の予防などで抑えることを柱とした医療制度改革大綱を公表し、平成18年度から各種施策を順次実施してきている。

町民が健康な生活を送り、地域で安心して暮らしていくためには、こうした環境の変化を踏まえ、町民みずからが健康づくりに努めることはもちろん、個々の状況に応じた最も適切なサービスが地域で提供されなければならない。保健・医療・福祉が連携し、総合的なサービスの提供を進めることが必要であり、さらにこの3連携を推進することが結果として医療費の低減にも寄与することになる。

連携の土台となる各保健福祉計画

ア、各保健福祉計画の連携

保健福祉分野の計画は、第4次白老町総合計画を頂点に、「白老地域福祉計画」、「白老町健康日本21計画」、「白老町障がい者福祉計画」、「白老町男女共同参画推進計画」、「白老町次世代育成支援計画」、「白老町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の6つの個別計画があり、この6つの個別計画のうち、平成17年3月に策定した「地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に基づき、白老町における地域福祉を推進するための施策展開の基本とされ、地域の生活に密着した保健福祉サービスの提供体制の基盤づくりを、住民、関係機関等と行政の協働により推進していく上での指針として、他の5つの個別計画を横断する計画となっている。3連携は、こ

これらの各保健福祉計画が個別に施策を展開するのではなく、相互に関係し連携していくことが必要。

### 3 連携施策の重要項目

ここで申しわけございません。アのところで「活習慣」となっておりますが、「生活習慣」の「生」をここにに入れていただきたいと思います。

#### ア、生活習慣病予防対策の充実性と強化

高齢化に伴い疾病構造も変化し、白老町における死亡原因の6割は、生活習慣病が占めている。生活習慣病健診の結果からも、特に糖尿病、高血圧症、高脂血症等の有病者やその予備軍が増加傾向にあり、生活習慣病の重症化等の結果として、医療費のほか介護保険制度の安定的な財政運営に影響を与えることから、生活習慣病予防対策を充実・強化する必要。

#### イ、介護予防対策の充実と強化

現行制度では、保健・医療・福祉の縦割りにより、次のような課題を抱えている。

- a. 制度・事業の一貫性や連続性に欠け、対象者に空白や重複が生じていること。
- b. サービス内容に統一性がなく、各職種間の連携が十分でないこと。
- c. 対象者のニーズ、状況に関する的確なアセスメントやサービスの結果に対する適切な評価が行われていないこと。

以上により、介護保険制度改正を行い平成18年4月から「地域包括支援センター」を設置し、地域の高齢者に対し介護保険サービスにとどまらない支援体制をつくり、高齢者の健康づくり・生活機能の維持、または向上に向けた取り組みを行うこととし、高齢者の介護予防がますます重要となっており、高齢者の健康づくりや自立支援の結果として、介護保険制度の安定的な財政運営、医療費の抑制に寄与できるよう介護予防対策を充実・強化する。

#### 医療費の抑制

本町の課題として早急に取り組まなければならないのは、国民健康保険事業特別会計の医療費の抑制である。昭和63年度から赤字の解消に取り組んできているが、一部の年度を除き総じて増加している。そのため、1人当たり医療費を中長期的な期間（5～10年）で全道平均に近づけることを目標とし、医療費が抑制できる事業を町民課、健康福祉課、町立病院と連携して企画実施し、その効果を短期中期的に検証し取り組む必要がある。

#### 町立病院の役割と機能の充実・改善等

町立病院そのもののあり方についてはさらに検討を進め、町民の健康を目指す3連携の施策において、町立病院は次の役割を担うものとする。

- ア 町民の健康づくりに積極的に参画すること。
- イ 予防医療を充実すること。
- ウ 高齢社会に対応して、在宅看護、介護、リハビリを支援すること。
- エ 一次救急医療を担うこと。
- オ 町内の開業医との連携または支援すること。
  - a 町立病院検診体制の充実等



病気予防において各種検診の受診率を高めるため、検診受診者の利便性を考慮した町立病院の検診体制を検討する。

b 町立病院受診者数の改善

国民健康保険加入者の平成16年度の医療機関別診療状況において、町立病院は入院で14.61%、通院で13.53%と低い状況となっている。また、入院では全体の71.5%、外来では58.57%が町外の医療機関を受診しており、こうした町民の医療機関の選択行動について、詳細な分析やアンケート調査などを行い受診者数の向上に向けた取り組みを検討する。以上、3連携推進施策及び計画についての基本的な内容確認と説明を受けた。

(2) 健康指導事業等の成果について

ア 国保ヘルスアップ事業実施成果について

平成18年度から生活習慣病対策として「メタボリックシンドローム」に焦点を当て取り組んできた。

生活習慣の改善をすることで個別健康支援プログラムの参加者41名のほとんどは、内臓脂肪が減り高血圧や高血糖、高脂血症の数値が改善し、生活習慣病の危険性が下がった。平成19年度以降は、平成20年度からの特定健康診査や特定保健指導を効果的に推進していくために、国保ヘルスアップ事業で実施した各種調査結果や個別健康支援プログラムの効果などを活用し、関係部署との連携を図りながら、本町の特性に合った支援ができるよう取り組む。

イ 町立病院における総合相談業務実施状況について

a 経過

平成18年4月に町立病院総合相談室を開設し、健康福祉課より保健師1名を配属した。相談方法は、来室、訪室、電話、訪問であるが、大半が来室である。相談者は、90%以上が高齢者であり、家族の相談が47.5%、本人が30.5%、その他関係者が22%となっている。

b 相談実績

2年間で個別相談の内容は重複するが、延べ2,095件で、内容は転院、施設入所、介護認定など認知症や他科受診の相談、苦情など多岐にわたる。こうした中、在宅福祉サービス関連が少ないのは、地域包括支援センター及び担当ケアマネジャーがきちんと対応しているためと思われる。

c 入院後のその後の事情・施設の待機入院

病気が治ると、一般病棟では入院の継続ができないため退院となるが、在宅生活に不安がある場合、一たん療養病床へ移り入院を継続する。その後、在宅の準備、長期入院できる病院か、施設入所の準備をするが、施設に申請してもなかなか入所できない事情がある。

(理由) 医療処置があるため、施設では対応できない。医療処置とは、頻回のたんの吸引や胃ろうチューブや鼻腔チューブによる栄養管理などで、看護師しか対応できないため受け入れ人数を調整(制限)している。また、町内の施設では、胃ろうの入所者数はリハビリセンターでは50人中16人、寿幸園は50人中8人で、胃ろうの方の待機人数はふえている。

医療処置がない患者さんで、介護度が低くて入院中である場合。

病院では、現在白老町内に介護療養病床はなく、医療療養病床がある病院は町立病院の16床、リハビリセンター診療部に89床あるが、いつも満床。(現在15名の待機)

総括的な理由は、医療処置や介護度の問題だけでなく、町内に施設が絶対的に足りないことにあり、大半の患者さんや家族は、町外の病院や施設に頼らざるを得ない。

#### ウ 保健師がとらえる今後の課題

平成17年の国勢調査によると、白老町の一般世帯数は8,536世帯で、65歳以上の独居世帯数は1,132世帯(全体の13.2%)。このように独居世帯が高齢者世帯が多くなると、24時間の介護機能がなく、入院や入所を希望する患者は今後ますますふえていくことは間違いない。

また、今後町立病院のベッド数縮小が診療所になるとすると公的使命が果たされなく、今まで構築してきた近隣市の大きな病院との相互関係は崩れ、その結果救急車はたらい回しとなり、医療介護難民が生まれることが危惧される。

#### (3) 意見

3連携の推進及び実施報告の中では、連携の基本的な考えと取り組みの基本理念を明確にし、保健・医療・福祉に関する計画において、保健・医療・福祉サービスの利用者を重視した考えに基づいて遂行されていると考えられる。また、高齢者健康づくり事業・高齢者介護予防事業の実施状況では、町民全体の関心度も高いと思われることから、今後の継続及び充実をもって町民が集い合える新たなコミュニティの場にしていくことが重要である。

国民健康保険特別会計の赤字解消については、国保ヘルスアップ事業の結果を受けて、今後の新たな展開に期待しつつも、現在数字的には実証できていない状況にある。国保会計の安定している地域の報告では、自分自身の健康管理(健康診査受診率が高い)に関心が高いとあることから、今回の国保ヘルスアップ事業の結果をあらゆる手法で町民に周知し、町民全体の健康管理意識を高めることが今後の国保会計の医療費の抑制にもつながり、赤字解消に向けた最重要課題の一つではないか。

また、今回白老町立病院総合相談室から、稼働して2年間の実務報告と現状及び今後の課題について、担当保健師より報告を受けた。今まで町財政健全化に向け、議会でも町立病院のあり方について議論してきたことを否定するものではないが、今後迎えるであろう超高齢化社会に向けた医療の受け皿としての病院のあり方やこの地域にどのような医療が必要なのかを考えさせられる一こまだったことに間違いはない。

今後の町立病院の運営上、患者・医師・看護師、また地域の関係機関との横断的な調整役である相談員の取り組みは、信頼回復につながるばかりでなく、今後の町民と行政間においても、こうした相談員の育成と配置が必要である。

町立病院の視察においては、健診待合室の改築、3階浴室の増設により病院機能は高まったと思われるが、施設全体の老朽化は目に余るものがある。光熱エネルギーの供給源である変電施設及びボイラーは昭和40年代当時のままであり、現代の消費化を考慮した設備と比較した上でも病院経営上大きな負担になっている。いずれにしても、今後の町立病院の方向性を早急に示すべきであり、計画的な施設改革に知恵を絞るべきである。

## 環境問題について（町有林の管理運営について）

### （１）町有林の概要

白老町の行政面積 4 万 2,575ヘクタールのうち、森林の面積は 3 万 3,849ヘクタールで約80%を占めている。町有林の面積は618ヘクタール、立木の推定蓄積は 5 万 7,230立方メートル。林種別では、人工林172ヘクタール、天然林445ヘクタール、無立木地 1ヘクタールとなっている。

### （２）町有林の財産的価値

立木の推定蓄積 5 万 7,230立方メートルは、森林調査簿に基づいた数字であり、正確な蓄積量を算定するには、町有林618ヘクタールの毎木調査が必要であり困難である。木材価格は、市況の動向に左右されるほか、伐採等に伴う事業費によっても影響を受ける。しかしながら、公有林としての公益的機能を持続させ、大径材生産を目標に、計画的に森林施業を実施することにより、財産としての価値が見出される。特に100年以上の天然林は過熟木であり、択伐することにより適正な森林へと導くとともに財産収入を得てきている。人工林についても、20年後には同様の期待が持てる。

### （３）近年の町有林の財産処分状況について

平成14年から平成19年まで択伐及び風倒木処理における立木の売り払い金額は6,517万8,000円となっており、土地の処分については平成19年度、字竹浦450番 1の保安林130万4,799平方メートルを1,350万円で売り払いしている。

### （４）町有林及び私有林整備の課題

#### 事業予算の財源確保

町有林の保育間伐については、国の補助事業で実施しているが、補助率が68%で、残りは町費負担である。また、私有林の整備推進について補助事業を実施しているが、国費、道費のほか町費負担があり、近年は緑化基金を充当することにより対応してきたが、緑化基金も今年度でほぼなくなることから、財源確保が困難。

#### 町有林間伐材の有効利用

本来であれば間伐材は搬出し、売却収入を見込みたいが、作業路網の基盤整備不足、急傾斜地等の理由から搬出費用が売却費用を上回るため、林内に放置している。

#### 民間との連携方策

森林は、産業としての側面があり、林業の担い手である森林組合や木材加工産業など民間と連携し、産業振興を図る必要があるが、関係業界には林業従事者の減少、輸入材の高騰・不足、住宅建材の減少などの課題があり、官民連携や民間同士の連携を検討する必要がある。また、町内林業従事者の推移（北海道林業労働実態調査）は、平成7年度19人、平成11年度15人、平成17年度12人となっている。

#### 現地調査について

平成19年度事業である石山地区の択伐現場の現地視察である。

### （５）調査の結果及び意見

町有林についての概要説明を受けておおむね理解するものであるが、町有林の土地の売り払

いについて、現状の白老町の条例では議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決に付すべき財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）となっていることから、平成19年度、字竹浦450番1の保安林130万4,799平方メートルを1,350万円で売り払いをしているが、土地における重要な財産の取得、処分については、現行条例による面積5,000平方メートル以上……この間に、申しわけございませんが、「かつ」を入れていただきたいと思えます。かつ予定価格2,000万円以上から、地方自治法……ここにももう一つ入れてください。地方自治法施行令での規定による面積5,000平方メートル以上……もう一つここにも「かつ」を入れてください。かつ予定価格700万円以上として議決を要するよう条例を改正すべきである。また、町内林業従事者の推移については、町独自の調査において把握すべきである。

現地調査において感じたことは、河川に隣接した場所に択伐材の集積作業場があったことから、作業によってできた土砂が河川に流れ込み、海の環境汚染につながるものが懸念される。現場は、マニュアルに沿って雨水対策に取り組んでいるとの説明を受けたが、降り出せば200ミリを超える雨量が予測される地域である以上、場所よってのきめ細やかな配慮が必要である。以上であります。

○議長（堀部登志雄君） 次に、議会運営委員会山本浩平委員長。

〔議会運営委員会委員長 山本浩平君登壇〕

○議会運営委員会委員長（山本浩平君） 所管事務調査の結果報告について。

本委員会は、所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記、調査事項、議会改革に関する事項（第3次議会改革の取り組みについて）。

調査の方法、調査日程、出席委員、職務のために出席した者の職・氏名は、記載のとおりでございます。

#### 6、調査結果及び意見。

本委員会は、平成19年第4回定例会において、第2次白老町議会改革の検証を委員会報告し、あわせて議会の関連条項を盛り込んだ白老町自治基本条例を制定したところであり、同条例第15条（議会の役割と責務）では、「議会は、情報共有と住民参加を図るとともに、不断の議会改革の推進に努めます。」と定めていることから、さらなる改革に向けて検討を行ってきたところであり、同条例の理念を十分に反映させる第3次白老町議会改革の取り組みに着手するものである。

##### （1）議会改革の経過について

白老町議会は、平成9年に議会改革に関する調査委員会を設置し、みずからの権能により「議会の活性化と町民に親しまれる議会づくり」を目標に、10年余りの期間において不断の議会改革に議員一丸となって取り組んできた。

議会改革は、平成10年度からの「第1次議会改革」及び平成14年度からの「第2次議会改革」に区分され、改革の主な取り組みは「議員の政策能力の向上」と「町民に親しまれる議会づく

り」などを目指し、さまざまな活動を行ってきたところである。

#### (2) 改革の基本的な考え方

議会の活性化に特段の決め手はないと言われているが、私ども議員は、町民に対する役割・責任を果たすための議会づくりを目指すため、町民から信託を受けたとの強い認識を持ち、議会のあり方や議会の活性化の議論にとどまらず、町民に開かれた議会のあり方、議会と町民参加、議員の資質向上など議会制度の改革を積極的に議論していかなければならない時代であることを議員一人一人が自覚するものである。

改革に当たっては、特に議会活動が積極的に公開され、また議会に町民の声が活発に届けられるような議会と町民の関係を構築していくことを念頭に置き、本町が抱える財政事情も十分考慮し、議会改革に取り組むこととする。

#### (3) 改革項目のルール化(条例・規則化)

全国の議会においては、分権時代にふさわしい議会運営を目指してさまざまな議会改革の取り組みがされている。

平成14年に神奈川県横須賀市は、議会条例と委員会規則を新たに制定し、本会議の運営と委員会の運営を体系づけた条例・規則の整備がされたのを初めとして、平成17年に栗山町議会から発信された議会基本条例がもとで、各地で同様の条例が制定される動きがあり、議会改革を「議会の制度」として定着させる動きが起こっている。

白老町議会は、第1次及び第2次の議会改革項目において、町民の関係で有効に役割を果たしてきた活性化の手法もあり、第3次議会改革の項目とあわせて改革の期間内においてルール化(条例・規則化)の検討を行い順次整備を行う。

#### (4) 改革の計画期間

第3次議会改革の計画期間は、平成20年度から平成24年度までの5年間とする。

なお、計画期間中に再検討や状況の変化等により、即応を要する場合は、その都度議長及び議会運営委員会において検討することとする。

#### (5) 改革の項目

第3次議会改革の項目は、白老町自治基本条例(平成18年条例第30号)の議会に関する条項をもとに別紙1・別紙2(体系)のとおりとする。

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. 町民に開かれた議会  | 2項目 |
| 2. 町民に親しまれる議会 | 4項目 |
| 3. 議員の政策能力向上  | 3項目 |
| 4. 議員の倫理      | 2項目 |
| 5. 会議の運営      | 4項目 |
| 6. 議員定数等      | 1項目 |

#### (6) 第1次及び第2次議会改革項目の継続的な取り組み

第1次及び第2次議会改革(平成10年度から平成18年度)において改革してきた項目については、さらなる充実を目指し、「第3次議会改革」の計画期間においても引き続き積極的に取り

組んでいくこととした。

なお、改革項目の取り組み内容と体系につきましては、別紙1、別紙2に記載されておりますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（堀部登志雄君） ただいま産業厚生常任委員会及び議会運営委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたら、どうぞ。ありませんか。

2番、前田博之議員。

○2番（前田博之君） 2番、前田です。玉井委員長のほうに伺います。長い報告で、非常に議論活発に行われたなということがわかります。

それで、1点だけ伺います。10ページの調査結果及び意見の中の下段に財産の処分の関係について意見を述べていますけれども、この時世の中において非常にいい提言だなと、私もこう思います。ただ、文章を見ると、最後は議決を要するよう条例を改正すべきであるということになっていますけれども、この中で、林業の関係ですから、担当が財政の担当でないと思えますけれども、町の職員が入って、まず議論されて、町側が認識されているのか。そして、改正すべきであると、こう言っていますので、今委員会も議会に議案を提案することができるように権限を付与されていますので、委員会の中で町側がこういうことをしなければ、議員提案で行動を起こそうと、そういう意見があったのかどうか、議論があったのかどうか伺います。

○議長（堀部登志雄君） 玉井昭一委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（玉井昭一君） 玉井です。町側が認識しているのかという質問ですね、まず1問目。

〔「担当の部分」と呼ぶ者あり〕

○産業厚生常任委員会委員長（玉井昭一君） 担当がね。その辺は、まだ詰めていないのです。そのときは詰めていなかったです。ただ、私たちはこういうふうにすべきだなというふうな意見書ですから、それ以降はありません。

それから、委員会提案ということには、それは私も同じ気持ちでいます。徐々にそういうふうに向けていきたいなと、そんなふうに思います。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） 4番、及川委員。

○4番（及川 保君） 4番、及川です。大変長文の報告、ご苦労さまでした。

この2つの調査結果を今委員長のほうから報告あったわけですがけれども、私のほうから1点お尋ねしたいことがあります。7ページに町立病院の相談員の調査結果がいろいろ報告されました。白老町の今後の、現状も含めてこういうふうな形になると、こういう部分で相談員の重要性なども後段のほうに、さらに育成配置も必要だと、こういう調査結果になっているわけですがけれども、実は私はこの相談員の、2年間の大変な町立病院の中の運営も含めて、この相談員の効果といいますか、大変私は評価していいのでないかと、実はこういう考えでおったのです。というのは、ある方のお話を伺ったときに、この相談員がおらなければ大変悲惨な状況に

なったような話も伺っております。2年間に2,000件を超える相談を受けているわけです。家族、本人もありますけれども、親身になって本当に患者さん、そしてご家族の方々に対して、自分のことのように一生懸命やってくられた部分の評価が、ちょっと私としては不満な部分があったのですけれども、産業厚生常任委員の皆さんも多分そういう部分は受けとめたのかなというふうには感じておりますけれども、今後こういう相談員の役割、そして人間性といいますか、そういうものも多分大きく影響するとは思っておりますけれども、このあたりの相談員の増員だとか、その部分についての調査はどういうふうになっていたか。後段では配置は必要だというふううたっているのですけれども、どのような形でとらえたか。そして、この評価を含めて委員長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（堀部登志雄君） 玉井昭一委員長。

○産業厚生常任委員会委員長（玉井昭一君） 7番、玉井です。そのとき相談員が1人というのは大変だったと思います、今言われたように。しかし、私たちに特別な権限はないのですけれども、1人では大変だからふやせればなという気持ちはあります。しかしながら、そういうことの要請はしたいなと思いますけれども、それこそ財政委員会ではないけれども、大変な財政状況でありますので、この辺をどう対処していくかは、やはり理事者の権限にしかないのかなと思います。だから、むやみに言えないことかなというふうに感じております。いずれにしても、一生懸命頑張ったなという、相談員については評価したいと思います。

以上です。

○議長（堀部登志雄君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） それでは、これをもって報告済みといたします。

---

### 要望書等の配付について

○議長（堀部登志雄君） 次に、皆様のお手元に要望書等5件を配付しております。

その内容は、「郵政民営化見直しを求める意見書」採択のお願い、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書について、非正規労働者の正規労働者への転換等と勤労貧困層の解消及び地域医療に関する要請書、監査委員協議会定期大会の決議事項について、第129回北海道医師会定時代議員会決議文の送付について、以上5件がそれぞれ関係する団体から提出されております。いずれも重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、議員各位にはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をいただきたくお願いいたします。

---

### 休会の議決

○議長（堀部登志雄君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会から通年議会を本格実施することになりました。

よって、本会議はこの後明日20日から9月30日までの103日間を休会といたしたいと思います。

す。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堀部登志雄君） ご異議なしと認めます。

よって、明日20日から9月30日までの103日間を休会とすることに決定いたしました。

---

#### 散会の宣告

○議長（堀部登志雄君） 本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3時33分）



地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 堀 部 登志雄

署 名 議 員 熊 谷 雅 史

署 名 議 員 氏 家 裕 治

署 名 議 員 吉 田 和 子